

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

パフォーマンス・レビュー作業部会 報告書

2008年7月3-4日
オーストラリア、キャンベラ

パフォーマンス・レビュー作業部会報告書

2008年7月3-4日

オーストラリア、キャンベラ

開会

ブライアン・マクドナルド氏は、開会を宣言し、参加者を歓迎した。参加者リストは、別紙1。

パフォーマンス・レビュー作業部会報告書第2次案のレビュー

作業部会は、韓国、台湾及びインドネシアからの最終コメントを前提とした、別紙2の最終版に合意した。

メンバーは、独立評価を行う者の選考については2008年8月6日に行われる委員会特別会合に付託することに合意した。

その他の事項

その他の事項はなかった。

閉会

会合は、2008年7月4日午後4時30分に閉会した。

別紙リスト

別紙

- 1 参加者リスト
- 2 自己評価: パフォーマンス・レビュー作業部会報告書

参加者リスト
パフォーマンス・レビュー作業部会
2008年7月3-4日
オーストラリア、キャンベラ

議長

ブライアン・マクドナルド CCSBT 事務局長

オーストラリア

ジョン・カリッシュ 農漁業林業省漁業養殖業担当部長
スティーブン・ロウクリフ 農漁業林省国際漁業政策担当官

日本

坂本 孝明 水産庁資源管理部国際課課長補佐

ニュージーランド

アーサー・ホーア 漁業省国際部長

インドネシア

リンダ・クルニア・ワルダーニ 在オーストラリア インドネシア大使館 2 等書記官

通訳

小池 久美
高野 ゆき

みなみまぐろ保存委員会

第 1 部

自己評価

パフォーマンス・レビュー作業部会
報告書

2008 年 7 月

略称.....	5
1 エグゼクティブ・サマリー.....	7
2 序章.....	12
2.1 背景.....	12
2.2 5つのまぐろ類RFMO合同会合、日本、神戸(2007).....	12
2.3 委員会の討議.....	13
2.4 付託事項.....	13
2.5 パフォーマンス・レビュー作業部会.....	13
2.6 自己評価報告書の構成.....	14
3 概観.....	15
3.1 みなみまぐろ.....	15
3.2 漁業.....	15
3.3 条約.....	16
3.4 CCSBT	16
4 保存及び管理.....	19
4.1 年譜.....	19
4.2 海洋生物資源の状況.....	24
4.2.1 背景	24
4.2.2 現状	24
4.2.3 パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告 - 海洋生物資源の状況	27
4.3 データの収集及び共有.....	29
4.3.1 背景	29
4.3.2 現状	29
4.3.3 パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告 - データの収集及び共有	35
4.4 科学アドバイスの質及び提供.....	37
4.4.1 背景	37
4.4.2 現状	37
4.4.3 パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告 - 科学アドバイスの質及び提供	44
4.5 保存管理措置の採択.....	46
4.5.1 背景	46
4.5.2 現状	46
4.5.3 パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告 - 保存管理措置の採択	49
4.6 能力管理.....	51
4.6.1 背景	51
4.6.2 現状	51
4.6.3 パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告 - 能力管理.....	51

4.7	管理措置の相互性	53
4.7.1	背景.....	53
4.7.2	現状.....	53
4.7.3	パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告 - 管理措置の相互性.....	53
4.8	漁獲割当及び機会	54
4.8.1	背景.....	54
4.8.2	現状.....	54
4.8.3	パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告 - 漁獲割当及び機会.....	56
5	遵守及び執行	57
5.1	年譜	57
5.2	旗国の義務	59
5.2.1	背景.....	59
5.2.2	現状.....	59
5.2.3	パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告 - 旗国の義務.....	61
5.3	入港国措置	62
5.3.1	背景.....	62
5.3.2	現状.....	62
5.3.3	パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告 - 入港国措置.....	62
5.4	監視、管理及び取締り(MCS)	64
5.4.1	背景.....	64
5.4.2	現状.....	64
5.4.3	パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告 - 監視、管理及び取締り.....	65
5.5	違反の追跡調査	67
5.5.1	背景.....	67
5.5.2	現状.....	67
5.5.3	パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告 - 違反の追跡調査.....	68
5.6	非遵守を確認及び阻止するための協力的メカニズム	69
5.6.1	背景.....	69
5.6.2	現状.....	69
5.6.3	パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告 - 非遵守を確認及び阻止するための協力的メカニズム.....	69
5.7	市場関連措置	71
5.7.1	背景.....	71
5.7.2	現状.....	71
5.7.3	パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告 - 市場関連措置.....	71
6	意志決定及び紛争解決	73
6.1	年譜	73
6.2	意志決定	74
6.2.1	背景.....	74
6.2.2	現状.....	74
6.2.3	パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告 - 意志決定.....	74
6.3	紛争解決	75
6.3.1	背景.....	75
6.3.2	現状.....	75
6.3.3	パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告 - 紛争解決.....	76

7	国際協力	77
7.1	年譜.....	77
7.2	透明性.....	79
7.2.1	背景.....	79
7.2.2	現状.....	79
7.2.3	パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告－透明性.....	80
7.3	協力的非加盟国との関係.....	81
7.3.1	背景.....	81
7.3.2	現状.....	81
7.3.3	パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告－協力的非加盟国との関係	82
7.4	非協力的非加盟国との関係.....	83
7.4.1	背景.....	83
7.4.2	現状.....	83
7.4.3	パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告－非協力的非加盟国との関係	83
7.5	他のRFMOとの協力.....	84
7.5.1	背景.....	84
7.5.2	現状.....	84
7.5.3	パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告－他のRFMOとの協力	84
7.6	途上国に関する特別な要件.....	86
7.6.1	背景.....	86
7.6.2	現状.....	86
7.6.3	パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告－途上国に関する特別な要件	86
8	財政及び運営に関する事項	87
8.1	年譜.....	87
8.2	RFMOの活動に利用可能な資源.....	88
8.2.1	背景.....	88
8.2.2	現状.....	88
8.2.3	パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告－RFMOの活動に利用可能な資源.....	88
8.3	効率及び費用効果.....	90
8.3.1	背景.....	90
8.3.2	現状.....	90
8.3.3	パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告－効率及び費用効果	91

略称

CCAMLR	Commission for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources 南極の海洋生物の保存に関する委員会
CC	Compliance Committee 遵守委員会
CCSBT	Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna みなみまぐろ保存委員会
CITES	Convention on International Trade in Endangered Species 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)
Convention	Convention for the Conservation of Southern Bluefin Tuna みなみまぐろの保存のための条約
CPUE	Catch per Unit Effort 単位努力当たり漁獲量
EC	European Community 欧州共同体
ECCSBT	Extended Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna (includes the fishing entity of Taiwan) みなみまぐろ保存拡大委員会(漁業主体台湾を含む)
EEZ	Exclusive Economic Zone 排他的経済水域
EFP	Experimental Fishing Program 調査漁獲計画
ERS	Ecologically Related Species 生態学的関連種
ERSWG	Ecologically Related Species Working Group 生態学的関連種作業部会
ESC	Extended Scientific Committee 拡大科学委員会
FAC	Finance and Administration Committee 財政運営委員会
FAO	Food and Agriculture Organisation 国連食糧農業機関
FAO-COFI	Food and Agriculture Organisation's Committee on Fisheries 国連食糧農業機関水産委員会
FOC	Flag of Convenience (vessel) 便宜置籍(船)
IGO	Inter-Governmental Organisation 政府間機関
Independent chairs	Independent chairs of the SC and the SAG SC 及び SAG の独立議長
ITLOS	International Tribunal on the Law of the Sea 国際海洋法裁判所

IUU	Illegal, Unregulated, Unreported fishing 違法、無規制、無報告漁業
MP	Management Procedure 管理手続き
NEAFC	North East Atlantic Fisheries Commission 北東大西洋漁業機関
PRWG	Performance Review Working Group パフォーマンス・レビュー作業部会
RFMO	Regional Fisheries Management Organisation 地域漁業管理機関
SAG	Stock Assessment Group 資源評価グループ
SBT	Southern Bluefin Tuna みなみまぐろ
SC	Scientific Committee 科学委員会
SRP	Scientific Research Program 科学調査計画
TAC	Total Allowable Catch 総漁獲可能量
TIS	Trade Information Scheme 貿易情報スキーム
UNCLOS	United Nations Convention on the Law of the Sea 国連海洋法条約
UNFSA	United Nations Fish Stocks Agreement 国連公海漁業協定

1 エグゼクティブ・サマリー

パフォーマンス・レビュー作業部会は、次のとおり勧告する。

海洋生物資源の状況

- CCSBT のメンバー及び協力的非加盟国は、以下を行うべきである。
- ESC の最善の努力を支持し、過去の漁獲量と単位努力当たり漁獲量シリーズを作成し直すべきだが、今後の漁獲量及び努力量の報告と確認の精度を高めることを最優先とする。
- 拡大科学委員会が確認し、優先順位をつけた CCSBT 科学調査計画 (SC12 報告書別紙9) を実行するため最大限の努力を投じる。
- 将来の科学評価の指針となる UNFSA の要件に合致した管理目標と再建戦略を決定する。
- データの収集、CCSBT メンバー間や他の RFMO 事務局とのデータの共有も含め、SBT 漁業の影響に対応する戦略を開発、実施する。

データの収集及び共有

過去の質の悪いデータを改善するために、非生産的な努力を投じるべきではない。改善に成功する可能性は低い。今後は、2006 年の年次会合で CCSBT が採択した保存管理措置を完全にかつ緊急に実施し、それを通じてデータ収集と報告の改善を図ることに焦点を置くべきである。

CCSBT は、以下を確保することでデータ収集と共有を改善することができる。

- すべてのメンバー及び協力的非加盟国が、セクション 4.3.2 に示されている現在の要件を満たすこと。
- 科学プロセスに必要な情報を確保できるよう、メンバーが提供するデータの詳細や種類について明確な基準を設定すること。
- UNFSA の最低要件を満たすよう、すべてのメンバー及び協力的非加盟国から適切なデータを収集すること。
- 今後、CCSBT 内では、商業機密性という理由でデータへのアクセスが制限されるべきではない。データ提供に関する国内の規制が CCSBT の保存管理努力を損なわないよう、メンバーは最善を尽くすこと。
- メンバー及び協力的非加盟国が、CCSBT 内の機密性保持協定及び規定を完全に遵守すること。

RFMO の中には、メンバーが事務局に詳細な情報を提出し、事務局がその情報について必要な解析を行ってから、受入れ可能な形態で他のメンバーに提

要旨

供するというプロセスを採用しているところもある。CCSBT では科学プロセスに諮問パネルをすでに設けていることもふまえ、このようなプロセスについて、費用効率も含めて検討する価値はある。

すべてのデータ要件が満たされることを確保する一方で、5つのまぐろ類RFMOにおける調和も図ることができれば、報告義務の重複が避けられる。また、適切なデータ共有メカニズムを通じて、要件の合理化を図ることもできる。CCSBTには、自らのデータの収集及び共有の要件を他の4つのまぐろ類RFMOと調和させる機会が与えられている。

1つ指摘すべき点は、現在メンバー及び事務局は多大な努力を投じてTISを運営維持しているが、TISはすべての漁獲を網羅しないため(商業船の国内水揚げ及び遊漁者の漁獲など)、その価値は限定的である。さらに、現時点では、メンバー及び協力的非加盟国の月次及び年次の漁獲報告を独立したかたちで検証する方法がない。この問題を解消するために、より大規模なTISも検討されているが、完全な漁獲証明制度を至急実施することを勧告する。

科学アドバイスの質及び提供

拡大科学委員会の現在の構造、特に独立議長と諮問パネルを維持することを勧告する。

CCSBTの現状を鑑み、SBTとERS間でよりバランスを持つような科学的な努力が必要であると勧告する。SBTの資源状況を評価するために将来の情報に焦点を当てる必要があることをふまえ、科学プロセスをサポートするための独立専門家の人数及び技能を見直すべきである。さらに、短期的に同漁業に管理手続きが必要であるという考え方についても、合意されたオペレーティング・モデルを使った定期的な資源評価など、代替のアプローチも含めて再考すべきである。

保存管理措置の採択

CCSBTは、拡大科学委員会の科学的助言と一致した保存管理措置の策定を継続すべきである。

CCSBTは、同漁業のための最低基準を実施するための戦略計画及び管理計画を策定すべきである。

能力管理

能力管理について勧告することはないが、委員会はインドネシアとともに、SBT産卵場における禁漁期、禁漁区を検討すべきである。

要旨

管理措置の相互性

CCSBT の漁獲制限と国別割当については、公海水域及び各国の管轄水域の間で相互性がある。CCSBT は、今後も措置の相互性を確保していく必要がある。

漁獲割当及び機会

CCSBT の取極は、現在のところ満足のいくもので、変更の要はない。

CCSBT 1 の MOU を含め、メンバー間の長期的な割当量が確定された後は、CCSBT は設定トン数以外の原則で国別割当量を決定することを検討すべきである。

旗国の義務

すべてのメンバー及び協力的非加盟国は引き続き、CCSBT が採択した保存管理措置の遵守を確保するよう、必要なすべての行動を取るべきである。

入港国措置

入港国措置については、努力の重複を避けることを念頭において、2008 年 6 月 23 日から 27 日までローマで開催された“FAO 入港国措置に関する技術協議”会合は、入港国措置のモデルについて、いくつかの指針を示した。

監視、管理及び取締り

CCSBT は、条約水域を有しておらず、また SBT は他のまぐろ類 RFMO の管轄水域に回遊するため、CCSBT は、他の RFMO との調和を最適化し、グローバルな有効性を求め、作業の重複を避けるよう、他のまぐろ類 RFMO と協力すべきである。

CCSBT は、遵守計画の一環として、MCS の開発を優先すべきである。

違反の追跡調査

CCSBT は、最低でも過剰漁獲の扱いに関して、合意されたルールを確立すべきである(相殺の要件)。

理想的には、CCSBT は、すべての保存措置について、一連の罰則を設定すべきである。

非遵守を確認及び阻止するための協力的メカニズム

すべてのメンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT に国別報告書を提出すべきである。

要旨

CCSBT は、CC 及び拡大委員会がそれぞれ定例業務と開発作業を毎年行えるよう十分な時間を与えている。

市場関連措置

CCSBT は、緊急課題として CDS を実施すべきである。

CDS を実施するまでの期間、すべてのメンバー及び協力的非加盟国は、TIS を継続する必要がある。

CCSBT は、すべての市場と入港国をモニターし、CCSBT のモニタリング及び貿易措置の遵守を奨励すべきである。

意思決定

コンセンサスによる意志決定は、場合によっては決定に遅延が生じることを意味するが、委員会は(委員会の全会一致の決定により)日常的な業務の案件を議長又は事務局長に委譲することを検討することもできる。

紛争解決

勧告なし。

透明性

CCSBT 及びそのメンバーは、オブザーバーに対する規則を周知し、さらにオープンなものにするべきである。一つの可能なオプションとして、CCSBT ウェブサイトにオブザーバーの受け入れに関する現在のアレンジメントを掲載することが挙げられる。

協力的非加盟国との関係

変更すべき点はない。

協力的非加盟国との協力

変更すべき点はない。

他の RFMO との協力

CCSBT が他の RFMO、特にまぐろ類 RFMO とより緊密に作業を行い、措置を調和させていく機会が多く存在し、このことは CCSBT の優先事項となるべきである。

要旨

途上国に関する特別な要件

変更すべき点はない。

RFMOの活動に利用可能な資源

事務局は、効率よくかつ費用効果の高い運営を維持するべきである。

CCSBT は、現存するギャップを埋めるために事務局内に政策及び管理に関するアドバイスを提供するポストを設立することを検討すべきであり、これに関する費用効果も検討するべきである。例えば、CCSBT は、現在のようにメンバーからの場当たりの文書の提出に依存するよりも、CCSBT が検討するべき管理上又は政策上の優先事項のオプションを事務局に準備させることができる。この新しい能力及びCCSBT の戦略計画(及び管理計画)に基づいた方向性と共通のビジョンを組み合わせることで、CCSBT の機能とパフォーマンスを大いに改善することができる。

効率及び費用効果

事務局は、効率よくかつ効果的に運営されている。これを継続するべきである。

2 序章

2.1 背景

国際社会は、地域漁業管理機関(RFMO)が公海魚類資源の管理能力を高めることを求めている。その結果の1つとして、RFMOのパフォーマンスをレビューするというイニシアチブが提唱された。パフォーマンス・レビューについては、2006年の国連総会、国連公海漁業協定レビュー会議、国連食糧農業機関水産委員会(FAO/COFI)及び神戸で開催されたRFMO合同会合(神戸会合)などで協議されてきた。

これらの協議に関与した国々は、それぞれが加盟しているRFMOのパフォーマンス・レビューを開始することを約束した。北東大西洋漁業機関(NEAFC)は、すでにパフォーマンス・レビューを終了し¹、その他の多くの機関では現在レビューが行われている最中である²。

2.2 5つのまぐろ類RFMO合同会合、日本、神戸(2007)

神戸会合³での討議は、まぐろ類RFMOがこのコミットメントにいかに対応できるかについて詳細な検討に集中した。

会合では、5つのまぐろ類RFMOにおいて共通のアプローチでパフォーマンス・レビューを行うことが有益であると合意され、そのことを念頭に以下が合意された。

- 5つのまぐろ類RFMOのパフォーマンス・レビューは、共通の手法及び共通の基準に沿って行う。
- レビューは、RFMOの事務局、加盟国及び外部専門家で構成されるチームが行う。
- パフォーマンス・レビューの結果は、当該RFMOに提示し、RFMOが内容を検討し、行動を取ることができるようにする。また、レビュー結果は、RFMOのウェブサイトにも掲載することとする。

¹ 2006年11月に終了、結果は<http://www.neafc.org/news/docs/performance-review-final-edited.pdf>に掲載。

² 南極の海洋生物の保存に関する委員会、中西部太平洋まぐろ類委員会、インド洋まぐろ類委員会を含む。

³ RFMO合同会合は2007年1月22日から26日まで開催され、みなみまぐろ保存委員会(CCSBT)、全米熱帯まぐろ類委員会(IATTC)、大西洋まぐろ類保存委員会(ICCAT)、インド洋まぐろ類委員会(IOTC)、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)の、5つの主要まぐろ類委員会の代表が集まった。

序章

- パフォーマンス・レビューの枠組が策定され次第、可及的速やかにレビューを開始する(枠組の策定はその後完了。下記参照)。
- 各まぐろ類 RFMO は、初回パフォーマンス・レビューの時期及び 3-5 年ごとのレビューを目安にその後のレビュー時期を決定する。

神戸会合後、デイビッド・ボルトン米国大使を中心とした非公式なプロセスを通じて、5つの RFMO がパフォーマンス・レビューで検討すべき共通の基準が策定された。みなみまぐろ保存委員会(CCSBT)の自己評価は、同プロセスで策定された基準を使用している。

2.3 委員会の討議

2006年10月に開催された CCSBT 第13回委員会(CCSBT13)会合において、CCSBTの近代化と機能の改善に関する全般的な討議が行われ、会合報告書には次のように記録された。

“また、メンバーは、効率と有効性の改善の目的をもって、CCSBTを近代化する緊急の必要性があることを認めた。

国連公海漁業協定レビュー会合及びIUU漁業に関する公海タスクフォースの参加者は、地域漁業機関のパフォーマンス・レビューが喫緊の課題であることに合意している。さらに日本の神戸で開催されるまぐろ類地域漁業管理機関の合同会合は、高度回遊性資源の管理に対する組織の体制強化を促進することが期待されている。

これらの状況を考慮し、また他の漁業管理機関において現在レビューが立ち上げられていることに留意し、メンバーは、休会期間作業グループが事務局とともにCCSBTの完全な内部レビューを実行することを決定した。それぞれのメンバーは、作業グループに1名を指名することができ、作業グループと事務局は、世界的に最善な手法と合致したかたちで、委員会の有効性と効率を改善するための複数の勧告案をセットのかたちでCCSBTにおいて提示する。”

5つのまぐろ類 RFMO のパフォーマンス・レビューに関する共通の手法と基準が合意されたのが 2007年7月であり、CCSBT14(2007年10月)まで本件の進捗はあまりなかった。CCSBT14において、CCSBTはパフォーマンス・レビューの付託事項とプロセスに合意した(別紙 A)。

2.4 付託事項

パフォーマンス・レビューの付託事項に、パフォーマンス・レビュー作業部会(PRWG)の構成、レビューの実施プロセス、期間、独立専門家に必要とされる資格、独立専門家の選出スケジュール及びパフォーマンス評価の基準が設定されている。

2.5 パフォーマンス・レビュー作業部会

PRWGは、ECCSBTメンバーから各1名及びCCSBT事務局から1名の参加者で構成される。イングリッド・ジェイミソン氏が、PRWGのコーディネーター役を務めた。

序章

坂本孝明
日本

ホン・イェン・ファン
漁業主体台湾

ジョン・カリッシュ博士
オーストラリア

ヨン・フーン・チャン
大韓民国

アーサー・ホーア
ニュージーランド

ブライアン・マクドナルド
CCSBT 事務局

リンダ・ワルダーニ
インドネシア

CCSBT のパフォーマンス・レビューは、2 部から構成されている。

- 第 1 部：独立専門家を除く PRWG による CCSBT の自己評価
- 第 2 部：第 1 部でまとめられた自己評価報告書に対する独立専門家のレビュー

本報告書は、第 1 部の自己評価の結果であり、独立専門家のレビュー用に回章される。

第 2 部が終了した時点で、自己評価報告書と独立専門家の報告書(複数可)が、CCSBT の検討のために回章され、CCSBT15(2008 年 10 月)以後に CCSBT ウェブサイトに掲載される。

2.6 自己評価報告書の構成

自己評価報告書は、別紙 A のパフォーマンス・レビューの付託事項に掲げられているパフォーマンス・レビューの基準に対応するかたちで各セクションに分けられている。5つの“分野”—即ち、保存及び管理、遵守及び執行、意思決定及び紛争解決、国際協力、財務及び運営に関する事項—の冒頭部分には、各分野に関する CCSBT の歴史の主な出来事をまとめた年譜を設けた。次に、“全般的な基準”に関する歴史の概要と背景を記述した。さらに、現状の説明と“詳細な基準”の各項目に対する情報を記した。最後に、全般的な基準に対する PRWG からのコメント及び CCSBT のパフォーマンスを改善するための今後の作業に関する勧告を記した。

3 概観

3.1 みなみまぐろ

みなみまぐろ(SBT) (*Thunnus maccoyii*)は、遊泳速度の速い大型の外洋性魚種であり、主に南緯 30 度から 50 度の南半球の水域で見られる。太平洋東部では稀にしか見られない。

現在知られている唯一の繁殖域は、インドネシア、ジャワ南東沖のインド洋である。SBTは、最長 40 年間生息し、体重 200 キロ以上、体長 2 メートル以上にまで成長する。

SBT が成熟する平均的なサイズと年齢は不確実である。CCSBT メンバーは現在もこの研究を続けている。入手可能なデータでは、成熟時の体長は約 1.5 メートル、8 歳以降と示唆される。成熟した雌魚は 1 回の産卵期に数百万個以上産卵する。

SBT は、ジャワ南方の温暖な水域で 9 月から 4 月に繁殖する。若齢魚は、オーストラリア西岸を南下する。夏季(12 月から 4 月)には、オーストラリア南岸の表層に、冬季には温帯海洋水域の深層に集束する傾向がある。5 歳以上の魚を沿岸部表層水域で見かけるのは稀である。

SBT は、1 水域(ジャワ南方)でのみ繁殖するため、どこで見つけられても 1 つの繁殖種として管理される。

3.2 漁業

みなみまぐろは、非常に価値が高く、主な市場は日本の刺身市場となっている。SBT は、脂肪分が高いため、日本の市場で高値がつく。SBT グローバル漁業の総価格は 10 億豪ドルと推定される。

オーストラリアの漁業者による漁獲を除き、SBT の主な漁法ははえ縄である。多数の鈎の付いた長い縄を使う漁法である。漁獲された SBT の大半は超低温(マイナス 60℃)で冷凍され、中間港を経由して日本に出荷されるか又は直接日本の市場で積み降ろされる。

オーストラリアでは主にまき網漁業で SBT を漁獲している。これは魚群を網でまいて漁獲する方法である。ただし、漁獲した魚は水揚げせず、オーストラリア本土付近の水域まで曳航し、海底に固定した浮きいけすに入れる。まぐろは、数ヵ月蓄養された後、日本市場に冷凍又は冷蔵として直接販売される。

3.3 条約

みなみまぐろ保存条約(条約)は、オーストラリア、ニュージーランド及び日本との間で1993年5月に調印され、翌年に施行された(別紙B)。

条約の目的は、適切な管理を通じて、SBTの保存と最適利用を確保することである⁴。

条約の興味深い特徴は地理的水域を規定していないことで、インドネシア、ジャワ南方の産卵場を含めた、すべての海洋に生息するSBT⁵に条約は適用される。CCSBTが他のRFMOと重複する水域では、SBTの管理についてはCCSBTが一元的な能力を有していることを明確にした合意書やMOU(覚書)が関連RFMOと交わされている。

条約により、CCSBTが設立され、その運営方法と機能が設定された⁶。CCSBTの機能としては、情報収集、総漁獲可能量(TAC)及び割当量の決定、追加的措置の決定、年次予算の合意、他国の加盟の推進などがある⁷。

また、条約は、科学委員会(SC)⁸を設置し、CCSBT事務局の設立を規定した⁹。

紛争解決に関する規定も条約に含まれており、条約に準ずる仲裁裁判所の詳細は附属書に記述されている¹⁰。

3.4 CCSBT

CCSBTに加盟できるのは国家のみである¹¹。漁業主体の参加を促すために、CCSBTは2001年にECCSBTとESCを設立した¹²。漁業主体は、ECCSBTのメンバーとして加盟することができ、2002年には漁業主体台湾が加盟した。ECCSBT及びESCのメンバーには、すべての条約締約国も含まれる。

ECCSBT及びESCは、それぞれCCSBTとSCと同じ機能を果たし、各メンバーに同等の投票権が与えられている。CCSBTに報告されるECCSBTの決定は、CCSBTが別途合意しない限り、CCSBTの決定となる。

ECCSBTの運営又はECCSBTのメンバーの権利、義務及び地位に影響を及ぼすような委員会の決定は、ECCSBTにおける事前の審議を経ずに行ってはならない。

⁴ 条約第3条

⁵ 条約第1条

⁶ 条約第6条

⁷ 条約第6-8、11、13条

⁸ 条約第9条

⁹ 条約第10条

¹⁰ 条約第16条及び附属書

¹¹ 条約第18条

¹² 拡大委員会及び拡大科学委員会を設立するための決議(第7回年次会合、2001年4月18-19日にて採択、第10回年次会合(2003年10月7-10日)にて改訂)を参照。

保存及び管理

現在、ECCSBTは、6メンバーと3カ国の協力的非加盟国から構成されている。

メンバー

日本
オーストラリア
ニュージーランド
大韓民国
漁業主体台湾(ECCSBTのみ)
インドネシア

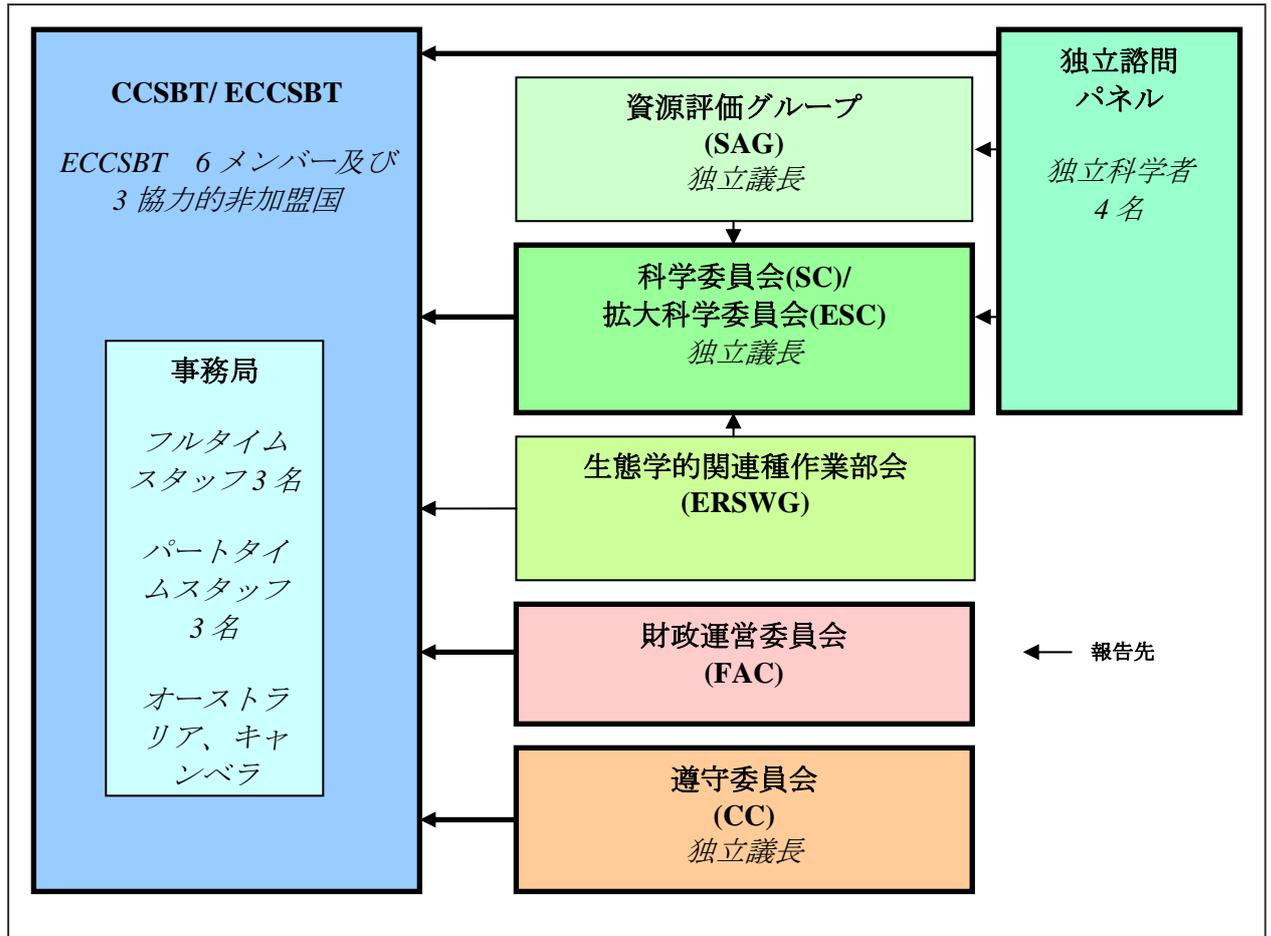
協力的非加盟国

フィリピン
南アフリカ
欧州共同体

CCSBTには、科学委員会(SC)/拡大科学委員会(ESC)、資源評価グループ(SAG)、生態学的関連種作業部会(ERSWG)、遵守委員会(CC)及び財政運営委員会(FAC)の5つの下部組織があり、それぞれ専門分野のアドバイスを提供している。また、SC及びSAG会合には、独立科学者のパネル(独立諮問パネル)が参加しており、パネルは必要に応じてCCSBTに直接アドバイスを提供することができる。

下記の図は、CCSBT内の下部組織及び事務局の関係を示すものである。

保存及び管理



4 保存及び管理

4.1 年譜

1993 条約署名 — 1993年5月
オーストラリア
日本
ニュージーランド

1994 **CCSBT 第1回委員会会合(1994年5月23-27日)**
94-95 漁期の漁獲枠割当量に合意
日本：6,065 トン
オーストラリア：5,265 トン
ニュージーランド：420 トン

国別割当量の将来の調整メカニズムに合意

1995 **第1回科学委員会**

管理戦略に合意
CCSBT は、漁獲レベルの調整及び小型魚の漁獲を増大する漁業の阻止を通じて、SBT 資源を管理すると合意した。

生態学的関連種作業部会(ERSWG)の付託事項を採択

第1回 ERSWG 会合

95-96 漁期の漁獲枠割当量に合意
日本：6,065 トン
オーストラリア：5,265 トン
ニュージーランド：420 トン

1996 **調査漁獲計画(EFP)のスケジュール作成に合意**
資源状況に関する知識の不確実性に対応するため。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)附属書への SBT 掲載提案に対し、CCSBT としての統一した見解を作成することに合意。

条約第 8(1)条の効力を与える、データの収集及び交換プログラムに合意。

保存及び管理

漁業活動に関する年次報告書をメンバーが合意された書式で提出することに合意。

96-97 漁期の漁獲枠割当量に合意

日本：6,065 トン
オーストラリア：5,265 トン
ニュージーランド：420 トン

台湾は、年間漁獲量を 1,447 トン以下に自主規制した(CCSBT3 報告書セクション 5.4.1 参照)。¹³

1997

CCSBT は、‘SBT 漁業による海鳥への影響を緩和するため、南緯 30° 以南で操業するはえ縄船でトリポールを使用することをすべての条約締約国が義務づけるよう要請した’ERSWG の勧告を採択した¹³。

97-98 年のグローバル TAC の合意なし

CCSBT は、グローバル TAC と国別割当量に合意できなかった。オーストラリア及びニュージーランドは、漁獲を 1996-97 年レベルで維持することに合意した。

資源状況の不確実性を鑑み、年次の資源評価を行うことに合意。

1998

98-99 年のグローバル TAC の合意なし。

CCSBT は、グローバル TAC と国別割当量に合意できず、以後の会合で検討することとなった。

98-99 年のグローバル TAC の合意なし。

1998 年の 2 回目の会合でも、98-99 年のグローバル TAC 及び国別割当量に合意できなかった。

1999

データ収集に関する勧告及び ERS 関連の‘トリラインの設計と配備に関するガイドライン’の勧告を採択。

99-00 年のグローバル TAC の合意なし

CCSBT は、EFP の紛争が解決するまでグローバル TAC の設定を先送りした。オーストラリア及びニュージーランドは、漁獲を従前のレベルに制限すると通知した。

委員会及び下部組織の会合への文書提出に関するルールに合意

2000 年 6 月から実施する貿易情報スキームの設置に合意

科学プロセスを支援するための独立科学者パネルの設立、及び科学関連委員会に独立議長を指名するためのアレンジに合意。

¹³ この決定は、‘第 4 回年次会合第 1 部’(1997 年 9 月 8-13 日、オーストラリア、キャンベラ)の議題 10.2(8 ページ)及び別紙 U に記載されている。

保存及び管理

99-00年のグローバルTACの合意なし

1999年の2回目の会合においても、CCSBTは99-00年のグローバルTAC及び国別割当量に合意できなかった。

2000

独立科学者パネルから勧告された**科学調査計画**を採択。

00-01年のグローバルTACの合意なし

CCSBTは、00-01年のグローバルTAC及び国別割当量に合意できなかった。

2001

科学委員会は、**現在の漁獲レベルでは、資源の減少及び増加の確率は同等である**とのアドバイスを示した。

以下で構成される科学調査計画に合意

- 標識放流計画
- 管理手続きの開発
- 資源評価のアレンジメント

01-02年のグローバルTACの合意なし

CCSBTは、01-02年のグローバルTAC及び国別割当量に合意できなかった。

2002

科学委員会は、2001年に提示した**資源状況に関する助言に変更はない**ことを発表。

インドネシア漁獲モニタリングに焦点

インドネシアのSBT漁獲のモニタリングに関するワークショップを開催することに合意。CCSBTは産卵場を対象としたインドネシアの漁獲について正確な推定値を得たいと考えた。

02-03年のグローバルTACの合意なし

CCSBTは、02-03年のグローバルTAC及び国別割当量に合意できなかった。

データ・セキュリティ方針の受入れ

CCSBTは、事務局に提出されるデータのセキュリティについての勧告を受け入れた。機密データが保護されているとメンバーが確信をえることが目的。

2003

CCSBT **科学オブザーバー計画の基準を実施**することに合意。

科学委員会は、**資源状況は2001年以降大きな変化はなく、当時の助言を変更する理由はない**とした。

2003-04年のグローバルTACに合意

CCSBTは、メンバーへのグローバルTACを14,030トンとし、以下の割当量に合意した。

日本：6,065トン

オーストラリア：5,265トン

大韓民国：1,140トン

保存及び管理

台湾：1,140 トン
ニュージーランド：420 トン

非加盟国への割当量は以下のとおり。
インドネシア：800 トン
その他：100 トン

2004 科学委員会は、現在の漁獲レベルにおける資源減少の確率は2001年時点よりも高まったとした。

2004-05年のグローバルTACに合意

CCSBTは、グローバルTAC 14,030 トンとし、メンバーへの割当量を以下のとおり合意した。

日本：6,065 トン
オーストラリア：5,265 トン
大韓民国：1,140 トン
台湾：1,140 トン
ニュージーランド：420 トン

非加盟国への割当量は以下のとおり。
インドネシア：800 トン
フィリピン：50 トン
南アフリカ：30 トン

管理手続きのさらなる作業

CCSBTは、科学委員会に対し、CCSBT12で検討できるよう管理手続きの作業を終了するよう指示した。

2005 科学委員会は、資源状況の悪化を報告し、現在の漁獲レベルでは資源レベルがゼロになる可能性が50%であるとアドバイスした。TACを2006年に5,000トン削減又は2007年に7,260トン削減することで、さらなる減少を避ける確率は50%になるとした。

2005-06年のグローバルTACの合意なし

グローバルTACの合意はなかったが、メンバー及び協力的非加盟国の漁獲量は2004-05年の合意レベルを超えないという合意は得られた。

2006 科学委員会が勧告した管理手続きを採択。

2006年1月1日から月別漁獲報告を実施することに合意。

科学委員会は、漁獲量を現在のレベル以下に即時削減することが必要とアドバイスした。

CCSBT 遵守委員会は、初の公式会合を開き、CCSBT13(日本、宮崎)において付託事項を更新した。

2007-09年のグローバルTAC及び国別割当量に合意

暫定管理措置の一環として、CCSBTは、メンバー及び非加盟国の3年間のグローバルTACを11,810トンとし、以下の割当量に合意した。

保存及び管理

メンバーの割当量

日本：3,000 トン (レビュー結果が出るまで、少なくとも 2011 年まで 5 年据置き)

オーストラリア：5,265 トン

大韓民国：1,140 トン

台湾：1,140 トン

ニュージーランド：420 トン

協力的非加盟国の割当量

インドネシア：750 トン

フィリピン：45 トン

南アフリカ：40 トン

欧州共同体：10 トン

大韓民国及び台湾は、それぞれの年間漁獲量を 3 年間 1,000 トンに制限すると合意した。

2007

2008-09 年のグローバル TAC と国別割当量に合意

CCSBT は 2006 年の決定を確認した。

4.2 海洋生物資源の状況

4.2.1 背景

みなみまぐろは、過去に大量に漁獲され、1960年代初頭には年間漁獲量が80,000トンに達した。成魚尾数は著しく減少し、漁獲量は急速に減少した。

1980年代半ばまでに、SBT資源が、管理と保存を要するレベルにあり、漁獲量を制限する仕組みが必要であることが明らかになった。

1985年から、当時SBTを漁獲していた主要国であるオーストラリア、日本及びニュージーランドは、それぞれ自主的に自国の船団に対し厳しい漁獲枠を設け、資源を再建することに合意した。

1994年に条約が調印され、CCSBT及びSCが設置され、正式な取極となった¹⁴。

SCの主な役割は、SBT個体群の状況とトレンドを評価・解析し、CCSBTに報告、勧告することである¹⁵。

SCに関係する2つの重要な作業部会は、以下のとおりである。

- 資源評価グループ(SAG)：SBT資源に関する新しい情報のレビュー及び資源評価の更新を含め、技術的な評価を行うために設立。
- 生態学的関連種作業部会(ERSWG)：SBTに関連する種、特に以下の種に関する情報及びアドバイスを提供するために設立。
 - a) SBT漁業により影響を受ける可能性のある種(魚類及び魚類以外)
 - b) SBT資源に影響を及ぼす可能性のある捕食生物ならびに餌生物

ERSWGは、SCを通じてCCSBTに報告する。

SC及びERSWGは1995年に、SAGは1998年に、第1回会合を開催した。ESC及びSAGは1年に1度、ERSWGは通常2年に1度会合を開催する。

4.2.2 現状

最大持続生産量又はその他の関連する生物学的基準と比較した、RFMOの責任範囲にある主な魚種の現状

条約の責任範囲にある主要魚種はSBTである¹⁶。

¹⁴条約第6-9条

¹⁵条約第9(2)条

保存及び管理

SBT 資源の現状は、2007 年の前回 ESC 会合で以下のようにまとめられた。

みなみまぐろの概観 (グローバル資源)

最大持続生産量	未推定
現在(2005 年)の漁獲量	15,690 トンと報告 ¹⁷ 、しかし SBT 蓄養事業及び市場データから、この数値は過少推定と示唆される。
現在の置換生産量	未推定
現在の産卵親魚生物量	112,272 - 166,312 トン
現在の枯渇量	$SSB_{2006} / SSB_K : 0.101 - 0.127$ ¹
現在の管理措置	メンバー及び協力的非加盟国のグローバル TAC は 11,060 トン、インドネシアに対し、750 トンを引当。

2006 年、CCSBT は、過去 10-20 年の漁獲量が大幅に過少報告されていた可能性及びそれによる CCSBT が維持してきた歴史的データ記録への影響について検討した。SBT の過去の漁獲量及び単位努力当たり漁獲量(CPUE)に不確実性が生じ、完全な資源評価を行うことが困難になった。

その代わりとして、SBT オペレーティング・モデルを使い、過去の過少報告の漁獲量について様々なシナリオで評価を行い、現在の SBT 資源に対する理解とこれらのシナリオの影響を調査した。SC は、以下のように報告した。

シナリオは、2005 年 SAG の全般的な資源状況に関する報告と一致しており、SBT 産卵親魚生物量は当初資源の低い割合にあり、1980 年レベルよりも非常に低く、さらに最大持続生産量を生産するレベルよりも非常に低いレベルにあると示唆される。産卵親魚生物量を再建することにより、ほぼ確実に持続生産量が高められ、将来の予測不可能な環境事象に対する保護を与えることになる。過去 10 年間の加入量は 1950-80 年のレベルよりも相当低いと推定される。すべてのシナリオは 1990 年代の加入量が、全体的なトレンドなしに

¹⁶条約第 3 条は、“この条約の目的は、みなみまぐろの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保することにある”と規定している。

¹⁷ 15,690 トンは、2005 年に CCSBT に報告された漁獲量であり、未報告の過剰漁獲の可能性は考慮されていない。また、過去の IUU 漁獲推定値も考慮されていない。詳細については、2007 年科学委員会報告書別紙 5(メンバー限定版)を参照のこと。このデータは、完全な資源評価が行われた最終年である 2006 年に初めて発表された。2006 年の評価結果は、2007 年に変更されなかった。次の完全な資源評価は 2009 年に行われる予定。

変動したことを示唆した。いくつかの独立データ源やシナリオの解析では、2000年、2001年、おそらく2002年と2003年も加入量が低かったことが示されたが、2003年級群の低い推定値は2006年の日本の体長組成データと一致しない。

2006年、CCSBTは、大半のメンバーに対する2007-2009年のTAC(日本については2007-2011年)を採択し、資源に例外的な状況が起きた場合にのみ見直すこととした。3年間の固定TACの期間、ESC及びSAGは、SBT資源評価のベースとなるデータの不確実性を下げることと専念し、2009年に完全な資源評価を行うことを予定した。

資源の絶対的な豊度、産卵親魚生物量のトレンド及び加入量のトレンドは、資源状況の重要な要素であることから、SCは、現在以下の作業に集中している。

- (i) *CPUE モデリング作業* - 過去のCPUEデータを有用にするための解析、より広範なCPUE指数の開発及び2006-2007年漁期と2007-2008年漁期の変化の説明。
- (ii) *管理手続き*¹⁸ - 様々な過剰漁獲シナリオに対して頑健な管理手続きの開発。
- (iii) *漁業指標* - 資源状況の変化に対応するため、現在の漁業指標のレビュー。

第12回拡大科学委員会(2007年9月)において、CCSBTの科学調査計画(SRP)の優先課題について、検討、合意¹⁹、内容を本報告書の別紙Cに示した。

主要魚種(SBT)の状況のトレンド

過去の未報告の過少漁獲について不確実性があるため、SBT資源状況の厳密な経時的なトレンドを確認することはできない。

同じ生態系に属する種又は主な対象資源に関連もしくは依存する種の状況

海鳥、さめ類、海産哺乳類及びその他のまぐろ類が、SBTまき網漁業及びはえ縄漁業と相互作用することが知られている。

ERSWGでは、ERSの状況の評価は行ってきていない。その代わりに、ERSWGはメンバー及び/又はオブザーバーから提出されたERS資源状況に関する文書をレビューしている。ERSWGの検討用に提出される文書には、以下のようなものが含まれる。

- CCSBT-ERS/0707/15 : SBT公海はえ縄漁業で漁獲される主な外洋性サメ類に関するCPUE標準化手法の比較。

¹⁸ 管理手続きの説明と討議については、段落4.4.2(ii)及び(iii)参照。

¹⁹ ESC12報告書、パラグラフ70-112。

保存及び管理

- CCSBT-ERS/0111/16 : オークランド島におけるワタリアホウドリ (*Diomedea exulans*)資源の変化と生物学
- CCSBT-ERS/9806/14 : アホウドリの保存状況に関する評価
- CCSBT-ERS/0111/48 : アホウドリ、オオフルマカモメ、ミズナギドリの世界的状況

これらの種の状況に関するトレンド

前述のとおり、ERSWGではERS状況のトレンド調査は行ってきていない。その代わりに、メンバー及び/又はオブザーバーから提出されるERS資源状況に関する文書のレビューを行っている。

4.2.3 パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告 - 海洋生物資源の状況

コメント :

みなみまぐろ

産卵親魚生物量の推定値が非常に減少していることを見る限り、成果の観点からはCCSBTはSBTの管理に成功していない。

さらに、過去の漁獲の過少報告が不確実であるため、CCSBTが有しているデータの信頼性が損なわれ、管理措置を決定する情報となる科学的な資源評価におけるデータの有効性が著しく下がった。それにもかかわらず、独立諮問パネルを含むESCは、拡大委員会に対し、SBTの状況について可能な限り最善の科学アドバイスを提供するよう努力している。

このような状況の中で、CCSBTは、過去の失敗を不必要に省みることを避け、将来に焦点を向けるべきである。現在、健全なベースができつつある。

- 未報告漁獲に関する困難への対応策として、メンバーがそれぞれの取組を実施、今後の漁獲量は過去の実績よりも相当低くなるはずである。CCSBTは、確信を持って資源評価活動を行いうるデータ収集を始めなくてはならない。
- CCSBTのメンバー及び協力的非加盟国で、現在の漁獲努力のほぼすべてをカバーしており、これはCCSBTの管理行動が侵害されないことを意味するはずである。

また、CCSBTは、管理手続きの開発を短期的に継続するかについて、真剣に検討すべきである。この作業は、相当の投資を要するが、当初想定されていたように漁獲制限の設定プロセスに関わる議論をなくすことにはつながらない可能性がある。CCSBTは、意思決定のベースをSBT資源の完全かつ定期

保存及び管理

的な資源評価に託し、再建戦略の確立に力を入れる方が良いかもしれない(セクション 4.5.3 の議論を参照)。

短期的には、資源状況の変化を確認するために使用している現在の漁業指標のレビューに力点を置くことを検討すべきである。SC は、中長期的な再建計画をサポートする信頼性の高い指標を提供しなくてはならない。

生態学的関連種

CCSBT は、ERS 種の状況を直接評価する作業は行っていないが(しかし、メンバーが提出した文書のレビューは行っている)、それには正当な理由があると言えよう(例 能力の欠如、その他の優先事項、限られた専門知識)。しかし、CCSBT が能力を有効に発揮するためには、少なくとも ERS 種に対する SBT 漁業のリスクと影響に関する評価と継続的なモニタリングを行い、それらのリスクと影響に対応する適切な回避措置を採択すべきである(直接又は他の RFMO とともに)。この作業は、今後優先されるべきで、CCSBT は他の関連 RFMO と緊密に作業し、適用するルールの調和や必要なデータ共有に同意すべきである。漁業の環境パフォーマンスを改善するという明確な目的を持った ERS 対応戦略は、CCSBT の行動に透明性を与え、機関の有効性に対する国際的イメージを高めることにつながる。

CCSBT のメンバー数は、他の RFMO(IATTC、IOTC、ICCAT、WCPFC 及び CCAMLR)に比べて非常に少ない。また、CCSBT は、SBT に関連する ERS のみを扱えるが、他の RFMO は対象種を問わず管轄水域の漁業に関する ERS 問題に対応できる。しかし、SBT 漁業の多くは他のまぐろ漁業よりも高い緯度で操業しており、異なる ERS 問題があることに留意すべきである。従って、CCSBT は、ERS の状況を評価する際に他の RFMO と協力すべきである。

勧告:

CCSBT のメンバー及び協力的非加盟国は、以下を行うべきである。

- ESC の最善の努力を支持し、過去の漁獲量と単位努力当たり漁獲量シリーズを作成し直すべきだが、今後の漁獲量及び努力量の報告と確認の精度を高めることを最優先とする。
- 拡大科学委員会が確認し、優先順位をつけた CCSBT 科学調査計画(SC12 報告書別紙 9)を実行するため最大限の努力を投じる。
- 将来の科学評価の指針となる UNFSA の要件に合致した管理目標と再建戦略を決定する。
- データの収集、CCSBT メンバー間や他の RFMO 事務局とのデータの共有も含め、SBT 漁業の影響に対応する戦略を開発、実施する。

4.3 データの収集及び共有

4.3.1 背景

条約の第5条及び8(1)条が、SBTデータの収集と共有に関係する。

CCSBTは、科学データ、国別報告書、貿易データ、月別漁獲報告、割当量に対する漁獲量の報告、SBT漁業を許可された漁船の情報の大きく分けて6つのデータ報告要件を設置している。

CCSBTのデータ収集と報告の要件が設定されたことを受け、これらの情報に対応するため事務局内にデータ・マネージャーの職を設ける必要があることが認識された。CCSBTは、2000年に同職を設置し、資金を拠出することを決定した。

4.3.2 現状

RFMOが、UNFSA附属書1を考慮し、合意された書式、仕様及び提出期限を有している程度

6つの主要データの報告要件は、以下のとおりである。

(i) 科学データ

データの詳細や提出期日などを含むCCSBTの科学データの報告要件は、毎年ESC報告書に規定される。これらの要件を“データ交換”の要件と称している²⁰。要件及び要件達成の進捗状況は、CCSBTウェブサイトのプライベート・エリアに掲載される。

科学データの交換要件は、必要に応じて、各CCSBTメンバー、協力的非加盟国、CCSBT事務局、及び他の国/機関に対して指定される。交換するデータの種類として、船団別総漁獲量、漁獲量及び努力量、サイズ別(及び年齢別)漁獲量、調査データ(標識放流/再捕及び各種調査指数)並びにCPUE指数及びCCSBTオペレーティング・モデル用のデータなどの処理済データが挙げられる。

多くの場合、毎年データ交換では直近の暦年データ(及び変更のあった他の年のデータ)のみが提出される。過去の年のデータは、CCSBTデータベースに保存されている。データ交換の大部分の作業は、4月と5月に行われる。データ提出のフォーマットはメンバーにより異なるが、各メンバーは新しいフォーマット及びその試験データを1月31日までに事務局に提出しない限り、前年と同じフォーマットでデータを提出しなくてはならない。

²⁰ 2008年のデータ交換要件は、第12回科学委員会報告書別紙11に記されている。リンク：http://www.ccsbt.org/docs/pdf/meeting_reports/ccsbt_14/report_of_SC12_public_version.pdf。

(ii) 公式国別報告書

CCSBT メンバーは、委員会の年次会合、ESC 及び ERSWG の会合で公式な国別報告を發表することになっている。各会合の国別報告の要件は別紙 D に示したとおり、偶発的に捕獲された海鳥の総数(ERSWG への報告)など、様々なサマリー・データの報告が含まれている。

報告書の提出時期は開催される会合により異なり、会合の 4 週間前までに、又は議題が討議される前の会合中に提出することになっている。ECCSBT 及び ESC の会合は毎年開催されるが、ERSWG は通常 2 年に 1 度開催される。前回の ERSWG 会合は 2007 年 7 月に行われたが、同会合で CCSBT は次回 ERSWG の開催時期を決定しなかった。

(iii) 統計証明プログラム(貿易情報スキーム)

CCSBT 貿易情報スキーム(TIS)は、メンバー及び協力的非加盟国に対し、4 つの基本的なデータ報告要件を課している²¹。

- SBT の各輸出に対し、CCSBT TIS 書類を作成する。書類には、書類番号、当該 SBT が漁獲されたものか蓄養されたものか、旗国、船名、加工業者、輸出地点、発送先、収穫月、漁具、漁獲水域、純重量、尾数、輸出業者、輸出日、認定者、輸入日、輸入国などの情報が含まれている。現在の CCSBT TIS で把握されていない輸入もある(EC メンバー国の輸入)。
- 蓄養 SBT については、6 ヶ月ごとの集計報告書に、旗国、漁獲船名、漁具、漁獲時の数量、漁獲水域、まぐろの受入日、蓄養中の成長率及び死亡率などの情報が記載される。
- SBT の輸入に付随する TIS 書類のコピーを四半期ごとに事務局に提出する(3 月末、6 月末、9 月末、12 月末)。
- 輸出に関する電子リストを事務局に提出する。書類番号、当該 SBT が漁獲されたものか蓄養されたものか、輸出日、純重量、発送先の情報などが含まれる。

TIS には、情報の確認など他の報告要件もあるが、これらはデータそのものに関する要件ではなく、スキームの運営に関係するため、ここでは説明を省略する。

協力的非加盟国の一員である EC は、CCSBT に対し、TIS の義務づけは EC メンバー国に不当な官僚的負担をもたらすことから、EC は TIS を実施しないと伝えた²²。

²¹ CCSBT TIS の全情報は、以下から入手可能。http://www.ccsbt.org/docs/pdf/about_the_commission/trade_information_scheme.pdf

²² 2008 年 6 月 19 日付、ジョン・スペンサーより CCSBT 議長宛の書簡。

保存及び管理

(iv) 月別漁獲報告

CCSBTの月別漁獲報告の要件²³では、メンバー及び協力的非加盟国は当該月の総漁獲量と当該月までの年度累計漁獲量を翌月末日までに事務局に提出することになっている。

協力的非加盟国の一員である EC は、CCSBT に対し、EC の報告手続きの下ではこの報告要件を遵守できないと伝えた。

(v) 会社、割当保有者又は漁船別の当初割当量と最終漁獲量の報告

CCSBT13 において、メンバー及び協力的非加盟国は、(a)会社、割当保有者又は漁船別の年間割当量とその配分、(b)漁期又は漁業年の終了時における会社、割当保有者又は漁船別の割当に対する最終漁獲量を報告することが決定された²⁴。しかし、メンバー又は協力的非加盟国が“オリンピック”方式を採用している場合は、(b)の情報のみを提供すれば良い。

オーストラリア及びニュージーランドは、この情報を会社/割当保有者別に報告し、その他のメンバー及び協力的非加盟国は、漁船別に報告している。

この情報の報告期日²⁵は、(a)についてはメンバーの割当年度開始後 2 ヶ月以内、(b)についてはメンバーの割当年度・漁期終了後 6 ヶ月以内である。

(vi) 許可船リスト

CCSBT は、みなみまぐろ漁業を許可された漁船のリストを維持している。このリストに掲載されていない船が SBT を漁獲した場合、違法・無規制・無報告(IUU)漁業とみなされる。

メンバー及び協力的非加盟国は、旗国、船名、コールサイン、登録番号、漁具、船の形態及びサイズ並びに許可期間、船主、操業者などの詳細情報を提供しなくてはならない²⁶。

メンバー及び協力的非加盟国は、情報に追加、削除、変更があった場合には、速やかに事務局に通知しなくてはならない。通知の大半は、許可期間満了の前、又は事務局から送られる四半期ごとの催促を受けてまとめて提出される。まとめて報告されることにより、事務局のデータ処理の効率が非常に高められている。

²³要件については、第 12 回年次会合報告書のパラグラフ 96 及び 97 参

照。http://www.ccsbt.org/docs/pdf/meeting_reports/ccsbt_12/report_of_ccsbt12.pdf

²⁴ 第 13 回委員会年次会合報告書パラグラフ 39 及び 40 参

照。http://www.ccsbt.org/docs/pdf/meeting_reports/ccsbt_13/report_of_CCSBT13.pdf

²⁵本件は、2006 年 11 月 27 日から 12 月 21 日までに行われたメンバーと事務局間の休会期間中の討議で合意された。

²⁶ 許可船リストに関する決議は以下で閲覧可能。

http://www.ccsbt.org/docs/pdf/about_the_commission/Ammended_resolution_on_authorized_24m_vessel_list.pdf

保存及び管理

メンバー及び協力的非加盟国が漁船リストを更新する際には、標準の電子フォーマット(Excel)が使用される。

RFMOメンバー及び協力的非加盟国が、個別又はRFMOを通じて、対象魚種及び非対象種並びにその他の関連するデータを時宜を得たかたちで、完全かつ正確な漁業データを収集し共有している程度

上記を参照。

CCSBTは、TACを設定し、そのTACをメンバーに配分する。メンバーは漁業者への割当に違反がないよう確保する責任を持つ。メンバーがこれらの要件を完全に遵守することを受け入れたことで、リアルタイムの漁獲モニタリングは漁業管理に追加的メリットをもたらさないという結論に達した。

しかし、過去10-20年間に大幅な過少報告があったことを示唆する情報が表れたため、CCSBTは、2006年にメンバーが提供するデータの正確性の確保することを目的とした遵守措置の決議を採択することにした。これらの決議は本報告書のセクション5に記されている。

RFMOメンバー及び協力的非加盟国のデータの収集、共有、正確性、迅速な提供などの要件は、上記に示した6つのデータ分類で異なる。

(i) 科学データ

これらデータはCCSBT事務局に送られる。ほとんどのデータは、受領後24時間以内にCCSBTウェブサイトのプライベート・エリアに掲載され(同時にメンバー及び協力的非加盟国に電子メールの通知が送られる)、メンバー科学者は9月の科学関連の会合前に解析、評価できる。

また、大半のデータは、CCSBTデータベースに取り込まれ、維持される。毎年1月には、CCSBTのメイン・データベースからより小さなMSアクセスのデータベースにデータが送られ、CCSBTメンバー及び協力的非加盟国にはデータCDが送られる。CDには過去のデータ交換で取り込まれなかったデータやデータベース上で変更されたデータの詳細などデータベースに関する文書も含まれる。

CCSBT年次会合の後、科学データ内の合意されているコンポーネント(総漁獲量、漁獲努力量、サイズ別漁獲量)がCCSBTウェブサイトの公開エリアに掲載され²⁷、さらに漁業資源モニタリングシステム(FIRMS)に関わるCCSBTパートナーシップ協定の一環としてFAOにも提出される。

(ii) 公式国別報告書

CCSBTの各会合に提出される公式国別報告書にあるサマリー・データについては特定の処理を行わない。しかし、この情報はCCSBTメンバーにより詳細に検証される。会合前に事務局に提出される国別報告書は、CCSBTウェブサ

²⁷ <http://www.ccsbt.org/docs/data.html>

保存及び管理

イトのプライベート・エリアを通じて回章される。これは、通常、報告書受領後 24 時間以内に行われ、掲載と同時にメンバーに対し電子メールで通知が送られる。他の国別報告書は会合で回章される。CCSBT 年次会合に提出される国別報告書は、CCSBT 会合報告書の別紙として添付され、報告書が最終化された後に CCSBT ウェブサイトの公開エリアに掲載される。ESC 及び ERSWG 会合に提出された国別報告書は、事務局が保存するが、当該報告書が機密扱いとして指定されない限り、一般から要請があった場合には同年の CCSBT 年次会合後に提供される²⁸。

(iii) 統計証明プログラム(貿易情報スキーム)

TIS のすべてのデータは事務局に送られる。6 ヶ月ごとの蓄養の集計サマリーは、即時にメンバー及び協力的非加盟国に電子メールで送信される。

輸入業者から提出された TIS 書類はデータベースに入力され、また輸出業者からの電子リストもデータベースに取り込まれる。すべての情報の正確性と完全性の確認が行われ、問題があった場合には TIS スキームに準じて、輸入及び輸出業者に問い合わせる²⁹。事務局はまた、TIS に規定されているとおり、6 ヶ月ごとに輸入書類と輸出書類の照合を行う³⁰。書類の抜けなども含め、輸入情報と輸出情報に食い違いがある場合には、輸入及び/又は輸出業者に確認を取る。

事務局は、TIS に規定されているフォーマットで 6 ヶ月ごとの TIS 報告書を作成する³¹。これらの報告書は、各メンバーが指定した当局に送付される³²。報告書のサブセットが、年次に CCSBT ウェブサイトの公開エリアに掲載される³³。今後は、TIS からのサマリー情報を ESC にも提供する。

また、事務局は、CC の年次会合に提出する年次報告書の中に、TIS 報告要件の遵守状況のサマリーも記載する。

(iv) 月別漁獲報告

事務局は、各月 1 日に(又は不可能な場合は第 1 営業日)、更新した月別漁獲報告を CCSBT ウェブサイトのプライベート・エリアに掲載し、同時にメンバー及び協力的非加盟国に対して電子メールの通知を送信する。情報が期日以降に事務局に提出された場合には、受領後 24 時間以内にウェブサイトのプライベート・エリアに掲載し、メンバー及び協力的非加盟国に再度通知メールを送信する。

²⁸ 委員会の手続き規則、規則 10 を参照。 http://www.ccsbt.org/docs/pdf/about_the_commission/rules_of_procedure_of_the_commission.pdf

²⁹ 貿易情報スキーム、セクション 3、附属書 5

³⁰ 貿易情報スキーム、セクション 5.10

³¹ 貿易情報スキーム、附属書 2、2a、4

³² 貿易情報スキーム、セクション 5.3

³³ 貿易情報スキーム、セクション 5.3

保存及び管理

CCSBT ウェブサイトのプライベート・エリアにある月別漁獲報告データには、月別漁獲報告を開始した 2006 年 1 月からの各月の情報が含まれている。これには、(各メンバー及び協力的非加盟国が)報告した当初月別漁獲量、その報告日及び当該日までの累計年度漁獲量が含まれる。月別の当初報告漁獲量は時折修正されるが、その場合には最新の月別漁獲量も掲載する。

月別漁獲報告データの写しは、CC 年次会合に提出される事務局の報告書にも含まれる。

(v) **会社、漁獲枠保有者又は漁船ごとの当初漁獲枠割当量と最終漁獲量の報告**

事務局は、データの提出期日²⁵の翌日又はデータ受領日のいずれか早い方に、各情報を CCSBT ウェブサイトのプライベート・エリアに掲載する。

(vi) **許可船リスト**

事務局は、受領した更新データをデータベースに取り込み、そのウェブ・バージョンを CCSBT ウェブサイトの公開エリアにある“CCSBT 許可船リスト”のページ³⁴にダウンロードする。

許可船リスト決議²⁶第 8 部は、メンバー及び協力的非加盟国が、CCSBT 許可船リストに掲載されている漁船について、承認済の TIS 書類を添付した SBT を輸入することなどを義務づけているが、その義務を満たすために上記の情報が使用される。事務局もすべての TIS 書類を確認し、当該船舶が漁獲時点で SBT 漁獲の許可を有していたかを確認する。

許可船リストに関わる活動についても、CC 年次会合に提出される事務局の報告書に記載される。

RFMO が、操業データ及び漁船データを集め、メンバーや他の RFMO と共有している程度

上記を参照。

オブザーバー・データについて、メンバー及び協力的非加盟国は CCSBT 科学オブザーバー計画の基準に則って収集しているが、メンバーが科学委員会又はその作業部会に提出する文書にその情報を記載しない限り、メンバー及び協力的非加盟国の間で現在オブザーバー・データは共有されていない。

RFMO が、必要に応じてデータの収集及び共有におけるギャップに対応している程度

CCSBT は、科学データのギャップに対応するための行動を取っている。例えば、当漁業の漁獲死亡率を検討するため、2002 年から 2007 年まで 400 万ドル以上を投じて CCSBT 標識放流計画を実施した。

³⁴ CCSBT 許可船リストのページは下記にある。

<http://www.ccsbt.org/docs/search.cfm>

保存及び管理

ERS データの収集と交換におけるギャップが確認されているが、この問題を解決するための試みは過去に失敗している。

問題は未解決のまま、解決するためのプロセスも現時点ではない。

4.3.3 パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告 - データの収集及び共有

コメント：

CCSBT が合意している一連の SBT データ収集と共有は、原則的には漁業管理に十分であるように見えるが、実際にはうまく実施されていない。過去に収集されてきた漁獲や努力レベルなどのデータは、何年間も不確実であった。しかし、このような漁業データが運営レベルで提供されれば、総合的に解析する能力は大幅に改善される。

各メンバーの能力が異なるため、データの収集及び報告に関する能力にも違いがある可能性があり、データ報告要件を設定する際にはこの点を認識すべきである。

セクション 4.3.2 で記述したとおり、ある協力的非加盟国は現在の要件に遵守していない。

勧告:

過去の質の悪いデータを改善するために、非生産的な努力を投じるべきではない。改善に成功する可能性は低い。今後は、2006 年の年次会合で CCSBT が採択した保存管理措置を完全にかつ緊急に実施し、それを通じてデータ収集と報告の改善を図ることに焦点を置くべきである。

CCSBT は、以下を確保することでデータ収集と共有を改善することができる。

- すべてのメンバー及び協力的非加盟国が、セクション 4.3.2 に示されている現在の要件を満たすこと。
- 科学プロセスに必要な情報を確保できるよう、メンバーが提供するデータの詳細や種類について明確な基準を設定すること。
- UNFSA の最低要件を満たすよう、すべてのメンバー及び協力的非加盟国から適切なデータを収集すること。
- 今後、CCSBT 内では、商業機密性という理由でデータへのアクセスが制限されるべきではない。データ提供に関する国内の規制が CCSBT の保存管理努力を損なわないよう、メンバーは最善を尽くすこと。

保存及び管理

- メンバー及び協力的非加盟国が、CCSBT内の機密性保持協定及び規定を完全に遵守すること。

RFMOの中には、メンバーが事務局に詳細な情報を提出し、事務局がその情報について必要な解析を行ってから、受入れ可能な形態で他のメンバーに提供するというプロセスを採用しているところもある。CCSBTでは科学プロセスに諮問パネルをすでに設けていることもふまえ、このようなプロセスについて、費用効率も含めて検討する価値はある。

すべてのデータ要件が満たされることを確保する一方で、5つのまぐろ類RFMOにおける調和も図ることができれば、報告義務の重複が避けられる。また、適切なデータ共有メカニズムを通じて、要件の合理化を図ることもできる。CCSBTには、自らのデータの収集及び共有の要件を他の4つのまぐろ類RFMOと調和させる機会が与えられている。

1つ指摘すべき点は、現在メンバー及び事務局は多大な努力を投じてTISを運営維持しているが、TISはすべての漁獲を網羅しないため(商業船の国内水揚げ及び遊漁者の漁獲など)、その価値は限定的である。さらに、現時点では、メンバー及び協力的非加盟国の月次及び年次の漁獲報告を独立したかたちで検証する方法がない。この問題を解消するために、より大規模なTISも検討されているが、完全な漁獲証明制度を至急実施することを勧告する。

4.4 科学アドバイスの質及び提供

4.4.1 背景

1994年に条約が発効されたことを受け、SCが設置された。それまで、オーストラリア、日本、ニュージーランドの間で実施されてきた3国間の科学プロセスが正式なものとなった。SCの第1回会合は1995年に開催され、その後毎年開催されている。

SCの最初の作業部会であるERSWGは、CCSBT史の早期に設立され、第1回会合は1995年に開催された。SAGは、CCSBTが科学の観測・解析の機能と解釈・アドバイスの機能を分離した1998年に設置された。SAGはSCに報告を行い、ERSWGも付託事項の下ではSCに報告すると規定されているが、実際にはCCSBTに直接報告している。

2001年には、漁業主体台湾の参加を可能にするため、ESCが設立された。

CCSBTの科学プロセスの重要な特徴は、SAG及びSCの独立議長と諮問パネルが果たす役割である。これらの役割は、CCSBTがその科学プロセスと手法について独立の資源評価・科学的漁業アドバイザーらに提言を求め、その結果得られた勧告に基づいて導入された³⁵。

SAG及びSCの独立議長は、会合議題を作成し、良質な科学的原則が守られたかたちで討議が進められるように会議を運営しコンセンサスを促すと共に、その他議長として必要な活動を行う³⁶。

諮問パネルは、SAG、SC及びその他のすべての科学会合に参加する。諮問パネルの役割は、各者の意見をまとめてコンセンサスを促すことである。諮問パネルの意見もSAG及びSCの報告書に含まれる。また、SC及びCCSBTに対し、諮問パネル独自の資源評価に関する意見も提示する。

4.4.2 現状

RFMOが、その責任範囲である魚種、その他の海洋生物資源及び海洋環境に対する漁業の影響について、最善の科学アドバイスを受けている、又は提示している程度本報告書に説明されている各機関の役割については、それぞれSC³⁷、SAG³⁸、ERSWG³⁹、諮問パネルの付託事項に詳しく記述されている。

³⁵ 1998年ピアレビューパネル報告書のリンクは、<http://www.ccsbt.org/docs/stock.html>。

³⁶ 諮問パネルの付託事項及びSC/SAGの独立議長の役割は、第6回年次会合(第1部)報告書別紙Oで合意されている。リンクは、http://www.ccsbt.org/docs/meeting_r.html。別紙Eにも記述有り。

³⁷ SCの付託事項は、条約第9条に記述。

³⁸ SAGの付託事項は、第6回年次会合(第1部)報告書に記述。リンクは、http://www.ccsbt.org/docs/meeting_r.html。

(i) 科学委員会及び拡大科学委員会

SCは、毎年会合を開き、作業部会からのアドバイスを受けた後、CCSBTに対し、資源状況について、また各種管理決定が資源状況に及ぼす影響について、アドバイスを提示する。

下記の表は、2001年から2007年までの期間にSCがCCSBTに提供した資源状況と管理のアドバイスをまとめたものである。

³⁹ ERSWGの付託事項は、下部組織の付託事項に記述。リンクは、<http://www.ccsbt.org/docs/eco.html>。別紙Dにも記述。

保存及び管理

年	資源状況の概要	管理アドバイスの概要
<p>2001 ESC 6</p> <p>資源評価の年</p>	<ul style="list-style-type: none"> 産卵親魚資源サイズは、1980年及びそれ以前より相当低い。その後も減少したが、近年上向きになった可能性がある。 加入量の下降を示す一貫した指標。1990年代の加入量は早期の半分以下。 資源生物量は、1990年代半ばより大方安定。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の漁獲レベルで産卵親魚資源が現在よりも2020年の方が高くなる確率は50%。2020年の方が低くなる確率も同じ。 現在の漁獲レベルでは、SBT産卵親魚資源が2020年までに1980年レベルにまで再建されるチャンスは低く、この目標を達成するためには大幅な漁獲量削減が必要。
<p>2002 ESC 7</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大きな変化の証拠はなく、モデルベースの完全な資源評価を行う理由なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 変更なし。
<p>2003 ESC 8</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2001年の資源評価以降、資源評価に大きな変化はない。 いくつかの指標は一貫して、1999年及び2000年に加入量が著しく減少したことを示している。 近年の加入量トレンドは依然として、資源評価アドバイスの主な不確実要素。 	<ul style="list-style-type: none"> 変更なし。 1999年以降の加入量が著しく減少したことを示す加入量指標の予備結果が確認された場合には、資源状況及び再建の可能性に関する結論に大きな影響を及ぼすという懸念が確認された。
<p>2004 ESC 9</p> <p>資源評価の年</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資源サイズ及び加入量パターンは2001年の評価と似ているが、1999-2001年の加入量が低いことが示唆された。また、年齢分布の変化、インドネシア水域における産卵親魚資源の豊度減少の可能性が示唆された。 SBT産卵親魚生物量は、当初生物量の低い割合で、1980年生物量よりも相当低い。 資源レベルは、最大持続生産量を実現するレベルよりも相当低いと推定される。 過去10年間の加入量は、1950-1980年のレベルよりも相当低いと推定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の漁獲レベルで資源がさらに減少する確率は、上昇又は減少の確率が同等であるとした2001年評価よりも高くなったと判断される。 CCSBTは、管理手続き(MP)の作業を続け、加入量トレンドのモニタリングに焦点を当て、2005年に加入量指標の完全な評価を行うことができるであろう。加入量に著しい変化がないと指標が示した場合には、MPを使ってTACの変更管理を行っていけば良い。逆に、加入量が著しく減少したことを指標が示した場合には、資源の減少を抑え、再建につなげていくための大幅なTAC削減を実施することになるであろう。

保存及び管理

	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価では、1990年代の加入量は安定していたが、1999年又は2000年の加入量は非常に低いと推定された。 ● 指標は、1999年から2001年の加入量が著しく低い証拠を示した。 ● 指標の妥当な解釈に関する討議では、産卵親魚資源の平均年齢が下がり、豊度が著しく下がった可能性が示唆された。これは、過去10年間の安定した産卵親魚資源及び過去4年間に多少増加したという評価モデルの見解と対照的である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● CCSBTは、早急にTAC削減を採択してもよい。ESCは、指定された再建確率を得るための漁獲レベルのアドバイスは提示できなかったが、すべての加入量シナリオにおいて、どのようなTAC削減でも資源回復確率は上がるというアドバイスを提示した。
<p>2005 ESC 10</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 加入量指標は、少なくとも2000年及び2001年の加入量は著しく低かったこと、また1999年の加入量も低かった可能性を示唆している。 ● 特に近年の加入量レベルが低いため、現在の漁獲レベルでは、産卵親魚資源及び漁獲可能生物量がさらに減少する結果となる可能性が非常に高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● CCSBTが、MPを採択し、同時に仮定グローバル漁獲量(14,930トン)を2006年に5000トン又は2007年に7,160トン削減することを勧告。 ● MPは、2022年の生物量が、2004年生物量レベル又はそれ以上になる確率が90%となるように設定する。
<p>2006 ESC 11</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去の漁獲量及び単位努力当たり漁獲量(CPUE)に不確実性があるため、様々な可能性を網羅した一連の代替シナリオによる評価が行われた。シナリオの結果と管理への影響は、各シナリオ及び2005年のアドバイスと一貫しており、全体的な資源状況は当初生物量の低い割合にあり、1980年レベル及び最大持続生産量を実現するレベルよりも相当低い。 ● シナリオ上のより高い漁獲レベルと過去の仮定漁獲歴を比較すると、最大の違いは産卵親魚資源サイズの推定が2005年の評価の倍以上であるという点である。 ● 日本のSBT市場の差異ならびにオーストラリアのSBT蓄養事業の差異のレビューは、漁獲量及びCPUE指標の信頼性に深刻な懸念をもたらし、これにより多くの指標の解釈は以前よりも難しくなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● SBTの持続性と産卵親魚資源の再建について、高い確率を確保するためには以下が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> — 資源が今後さらに減少する確率を下げるために、漁獲量を即刻14,725トン以下に下げる。 — 総漁獲量とCPUEシリーズの推定値の信頼を取り戻すため、即刻の行動を取る。加入量及びインドネシア漁業のモニタリングを高める。 — 今後2-5年間に暫定的な管理手続きを採択しなくてはならない。また、高い資源再建確率を確保するために、その後は完全な管理手続きを導入する。

保存及び管理

2007 ESC 12	<ul style="list-style-type: none">2007年にはモデルベースの新たな評価は行わなかった。指標は、資源状況に検知できるほど大きな変化の兆候を示さなかった。	<ul style="list-style-type: none">2007-2009年の間のTACが設定され、2009年まで変更されないことが想定されるため、SAGは2009年に入手可能な情報を検討し、シナリオモデリングを使用して、資源状況に対する将来の異なる漁獲レベルの影響を評価しなくてはならない。資源再建確率を高めるためには、無報告、過少報告の漁獲量をなくす必要がある。また、CCSBTが漁獲枠を検討する2011年又は2012年にアドバイスを提供するベースとして、管理手続きを採択しなくてはならない。
-----------------------	---	---

(ii) 資源評価グループ

SCにおける技術的な評価の役割と諮問的な役割を区別するため、1998年にSAGが設立された。SAGの主なタスクは、SBTの資源構造及び生物に関する情報のレビュー、資源評価の更新などである。SAGは、毎年、SBTの生物、資源状況、管理に関する報告書を作成し、SCは、この報告書を使用してアドバイスを策定する。

また、SAGは、管理手続きの開発に大きな役割を果たしてきた。管理手続きとは、SBT漁業のTACを、入手データを基に、事前に合意した一連のルールに基づいて調整することを指す。2000年に管理手続きを開発することが合意されて以来、詳細をつめるために多くの管理手続き会合及びSAG会合が開催されてきた。

(iii) 管理手続き作業部会

2000年、委員会は、インプットするデータのリスト、データ処理のモデル、結果をTACに移すルールという3つの要素で構成される管理手続きを開発することに合意した。

管理手続きを開発するための第1回会合は2002年に開催され、その後2005年まで一連の会合で詳細をつめるための作業が続けられ、最終的な管理手続きが採択された⁴⁰。合意された管理手続きの主な要素は以下のとおり。

- TACの5000トン削減と共に管理手続きを導入
- 単純なFoxモデルをベースとする
- 日本のはえ縄CPUE及び加入量指標をインプット・データとして使用する
- TAC変動が少ない、よりスムーズな結果のものを使用する
- 2022年の生物量が、2004年の生物量と同等又はそれ以上のレベルになる推定確率が90%となるよう管理手続きを運営する
- パフォーマンスに関するレビューの規定を設ける

2006年に行われたオーストラリア蓄養事業の独立レビュー及び日本のみなみまぐろ市場データの差異に関する独立レビューで、過去10-20年間のSBT漁獲量が大幅に過少報告されていた可能性が示唆された。無報告の漁獲量が過去の総漁獲量及びCPUEに多大な影響を及ぼすため、管理手続きを再評価することが必要となった。

⁴⁰ 第10回科学委員会合報告書別紙6参照。リンクはhttp://www.ccsbt.org/docs/meeting_r.html。

保存及び管理

例外的な状況が確認されていないことから、2008年には資源評価を行う必要がない(TACは3年間固定されている)。そのため、SAG年次会合を管理手続き作業部会に変更し、管理手続きの再評価作業を続けることとした。

(iv) 生態学的関連種作業部会

ERSWGは、SBTに関連する種の問題について情報やアドバイスを提供する。

セクション4.2.2に記述されているとおり、ERSWGはERS種の状況評価は行わず、ESCやCCSBTに対してこれらの種の状況のアドバイスも提供しない。その代わりに、ERSWGは、メンバー及び/又はオブザーバーが提出するERSの状況に関する文書をレビューし、可能な回避措置を拡大委員会に対し提案する。

ERSWGは、国別報告書の要件を設定し(別紙D(iv))、回避措置の優先研究課題をアドバイスし、SBT漁業に従事する漁業者を対象としたさめ及び海鳥の教育啓蒙パンフレットの草案を作成⁴¹、(CCSBTを通じて)南緯30°以南で操業するすべてののはえ縄船におけるトリポールの使用に合意した。

近年、ERSWGの作業についてメンバー間で異論が生じている。2007年に7月に開催された直近のERSWG会合では、ERSデータの収集と提供、海鳥の偶発的捕獲の削減、SBT漁業で漁獲されたさめの保存と持続的利用に関する勧告案について、CCSBTへのアドバイスを合意できなかったため、ERSWGは以下の点をCCSBTに照会した。

- CCSBTは、ERSに関して拘束力なる決議を策定することができるか
- ERSWGは、ERSに対する蓄養の影響をモニターすべきか
- 勧告案について、どのように進めるべきか

CCSBTにおけるERSWGの役割に関する討論は、下記の会合報告書の抜粋に示されている⁴²。

“ERSWG7が拡大委員会に指示を求めたことに関し、多くの議論がなされた。これら議論の情勢は、次のとおり。

- CCSBTはERSに関する問題について拘束力ある措置が講じうるか否か。これについては、本会議及び代表者会議で議論されたが、合意されなかった。一部のメンバーが、CCSBTは拘束力ある措置を採択できると考えたのに対し、他のメンバーは、CCSBTは拘束力ある措置を採択できないという見解を示した。会合はコンセンサスに達しなかった。
- ERSWGはERSに対する蓄養の影響を監視すべきか否か。オーストラリアはこれについての見解を述べたが、会合はコンセンサスに達しなかった。
- ERSWG7の6つの決議案の進め方について。本件について、会合は実質的な議論を持たなかった。”

⁴¹ パンフレットへのリンクは、<http://www.ccsbt.org/docs/eco.html>

⁴² CCSBT 14 報告書、パラグラフ 158-167。

本自己評価を作成する時点では、ERS に関して CCSBT が拘束力のある決議を策定できるか、また ERSWG が ERS に対する蓄養の影響をモニターすべきかについてメンバー間で意見の相違があり、ERSWG の将来は不確実な状況である。

海洋環境に対する SBT 漁業の影響については、ESC で検証されていない。

(v) オブザーバー計画

CCSBTは、メンバーがSBTを漁獲する船団が実施すべき科学オブザーバー計画の基準⁴³に合意している。基準は、オブザーバー・カバー率の目標を10%と設定し、収集すべきデータ・セットを定めている。現在、オブザーバー・データはメンバーが維持しており、事務局はデータセットの管理をしていない。科学オブザーバー計画は、2002年から実施されており、2007年9月の第12回拡大科学委員会では、当初5ヵ年(2002年-2006年)の実施状況のレビューが行われた⁴⁴。現在、遵守委員会でCCSBT国際オブザーバー計画の可能性が討議されている。

4.4.3 パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告 - 科学アドバイスの質及び提供

コメント：

拡大科学委員会で SBT の科学アドバイスを策定し、CCSBT に提供するという現在のプロセスは、非常に良いモデルであり、CCSBT の科学プロセスの信頼性を高めることに役立った。能力の高い各国の科学者へのアクセスが得られており、それは CCSBT の各種科学会合に提出される科学文書の量と質に反映されている。独立パネルと議長のアレンジも科学プロセスをサポートしており、メンバー科学者がそれぞれの国の利害を理由にアドバイスを変える傾向を抑えることにつながっている。

時により、独立パネリストは CCSBT に直接代替のアドバイスを提供することを躊躇しているかに見受けられたこともあったが、このアレンジを改善する方法を見出すのは難しい。既存のシステムは維持されるべきであるが、焦点を改めて科学的な手続きに定めること、また関与する独立専門家の人数を減らすことは検討できるであろう。

その他の海洋生物資源の管理に対しては、同等の能力と科学的努力が払われてきていない。CCSBT では、これらの多くの点について無視してきた。メンバーは、非対象種に関して自国の船団に独自に実施してきた措置を主張できるが、この分野で何もしていないという国際的なイメージを払拭することにはつながっていない。

⁴³ オブザーバー計画基準へのリンクは、<http://www.ccsbt.org/docs/about.html> にある。

⁴⁴ ESC12 報告書、パラグラフ 91-93。

勧告:

拡大科学委員会の現在の構造、特に独立議長と諮問パネルを維持することを勧告する。

CCSBTの現状を鑑み、SBTとERS間でよりバランスを持つような科学的な努力が必要であると勧告する。SBTの資源状況を評価するために将来の情報に焦点を当てる必要があることをふまえ、科学プロセスをサポートするための独立専門家の人数及び技能を見直すべきである。さらに、短期的に同漁業に管理手続きが必要であるという考え方についても、合意されたオペレーティング・モデルを使った定期的な資源評価など、代替のアプローチも含めて再考すべきである。

4.5 保存管理措置の採択

4.5.1 背景

条約の第 8(3)条は、拘束力のある保存管理措置の採択を規定している。

みなみまぐろの保存、管理、及び最適利用のため、

- (a) 委員会は、次条 2(c)及び(d)に規定する科学委員会の報告及び勧告に基づき他の適当な措置を決定しない限り、総漁獲可能量及び締約国に対する割当量を決定する。
- (b) 委員会は、必要な場合には、その他の追加的な措置を決定することができる。

保存管理措置は、ECCSBT メンバーのコンセンサスで採択する。

4.5.2 現状

RFMOが、対象資源及び非対象種について長期的な持続性を確保し、最善の科学的証拠に基づいた保存管理措置を採択している程度

(i) 対象資源

総漁獲可能量(TAC)

CCSBTの主な保存措置は、メンバーの総漁獲可能量及び国別割当量の設定である⁴⁵。漁獲割当量は、協力的非加盟国及びオブザーバーの国々に対しても設定している。

CCSBTでは、TAC及び国別割当量に合意できなかったこともある。ESCとSAGに諮問パネルと独立議長を持つ以前は、CCSBTはESC及びSAGにおいて、科学アドバイスに合意することが困難であった時期もある。また、拡大委員会の意思決定プロセスにおいて、資源状況よりも国の利害が優先されたことも多々あった。過剰漁獲の判明、また資源状況がさらに悪化するという議論の余地がない示唆など、ESCからの科学アドバイスを受け、CCSBTは2006年にTACの削減を決定した。

2006年に採択された2007-2009年のTACは11,810トン(3,115トンのTAC削減)である。これは、2014年(産卵親魚生物量が最低レベルになると予測される年)の生物量が、2004年の生物量よりも高くなる確率が50%、また2022年の生物量が2004年の生物量よりも1.3倍多くなる確率が50%となる、TACの範囲である⁴⁶。

SBT資源の回復に貢献するため、台湾と大韓民国は、それぞれ最低3年間、自国の漁獲量を1,000トン未満に維持することを約束した。

⁴⁵条約第8条、第3パラグラフ

⁴⁶第11回拡大科学委員会報告書、表2

これにより、3年間の実質漁獲量は11,530トン未満となる。

貿易情報スキーム(TIS)

CCSBTは、2000年にSBTのTISを開始した。ECCSBTの各メンバー及び協力的非加盟国は、すべてのSBT輸入について、船名、漁具、漁獲水域、漁獲日などの詳細を記し、輸出国の権能ある当局が承認した完全なTIS書類が付いていることを確認することとなっている。メンバー及び協力的非加盟国は、同書類のない貨物については受入れを拒否しなくてはならない。

事務局は、漁獲及び貿易をモニタリングするデータベースを維持しており、TIS書類はメンバー及び協力的非加盟国が提出した電子的な輸出リストと照合される。これにより、CCSBTメンバーに輸出される旗国の漁獲量について、独立した確認が行われることになる。蓄養製品については、TISで取引された製品の数量を確認することはできるが、漁獲トン数の検証はできない。また、旗国に水揚げされる国内漁獲はTISでカバーされていない。

許可船リスト

CCSBTでは、メンバー及び協力的非加盟国がCCSBT許可船リストに掲載されていない船が漁獲したSBTの輸入を認めないとする措置を採択している。同措置は、採択の数年後に実施に移されたが、すぐに効果が表れ、インドネシアの条約加盟が実現した。インドネシアは、2008年4月8日にCCSBTのメンバーとなった。

遵守措置

2006年に行われたSBT蓄養事業及び市場データのレビューで、過去10-20年間のSBT漁獲量について大幅な過少報告があった可能性が示唆された。これを受け、CCSBTは漁獲証明制度、漁船モニタリングシステム、大型漁船の転載に関する規制の3つの追加的な遵守措置の勧告案をまとめた。

2007年にも勧告案の作業が続けられたが、まだCCSBTで採択されていない。

(ii) 非対象種

海鳥、さめ類及びその他のまぐろ類が、SBTまき網漁業及びはえ縄漁業と相互作用があることが知られている。

CCSBTは、南緯30°以南で操業するすべてののはえ縄船にトリポールの使用を義務づけることを、すべてのメンバー及び非加盟国に要求した1997年のERSWGの勧告の採択に合意した⁴⁷。その後、1999年に委員会は、‘トリライン’の設計と配備に関するガイドライン’を採択した。これはもはや、海鳥の回避措置としての最善の慣習ではない。

2007年7月のERSWG会合では、参加者は、ERSデータの収集、海鳥の混獲削減、さめ類の保存と持続的な利用に関する勧告案に合意できず、CCSBTに対

⁴⁷ CCSBT4(1) 報告書、パラグラフ 10.2 及び別紙 U

保存及び管理

して3つの質問を提示しアドバイスを仰ぐことになった(セクション4.4.2(iv)参照)。

RFMOが、予防的なレファレンス・ポイントの適用を含め、UNFSA第6条及び責任ある漁業の行動規範第7.5条の予防的アプローチを適用している程度

条約(UNFSA 以前に施行)には予防的アプローチに関する言及はない。それにもかかわらず、CCSBTはMP(管理手続き)を通じて、SBT資源の管理に予防的アプローチを採用することを決定した。MPは予防的アプローチのいくつかの側面を含んでいる。

RFMOが、枯渇又は過剰漁獲された資源に対して、効果的な再建計画を採用・実施している程度

現在、SBT産卵親魚資源は、当初生物量の低い割合にあり、1980年レベル及び最大持続生産量を実現するレベルを大幅に下回っている。2006年に採択された2007-2009年のTAC(11,810トン)は、2014年の生物量(産卵親魚生物量が最低になると予測されている年)が、2004年の生物量よりも高くなる確率が50%、また2022年の生物量が2004年の生物量よりも1.3倍多くなる確率が50%というTACの範囲である。

CCSBTが過去に採択した唯一のレファレンス・ポイントは、2020年までに産卵親魚生物量を1980年レベルまでに回復させるという管理目標である。資源状況のアドバイスを受け、CCSBTはこの目標の妥当性について数回討議したが、目標を正式に撤回していない。この目標は達成不可能であり、すでにCCSBTではこのレファレンス・ポイントを使用していない。

前述したとおり、過去のデータ収集が失敗した可能性があることから、CCSBTは産卵親魚生物量に関する具体的な管理目標を再評価する方が良いかもしれない。

現行TACが示すように、最近CCSBTでは産卵親魚生物量のさらなる低下を阻止するという、全般的な目標を採用している。

CCSBTの意思決定のベースにはこのような目標があるが、正式に文書化してはいない。ただし、2006年の決定時には、2014/2004年の生物量(短/中期的なパフォーマンス統計)と2022/2004年の生物量(長期的なパフォーマンス統計)を比較して、各シナリオにおける将来の漁獲レベルの影響を検討した⁴⁸。

RFMOが、新しい探求的な漁業を含め、過去に無規制であった漁業について保存管理措置を採択した程度

該当せず。

⁴⁸ 第7回資源評価グループ会合報告書、表3-5。リンクは下記にある。http://www.ccsbt.org/docs/meeting_r.html

保存及び管理

RFMOが、海洋生物多様性の保存と、漁業による海洋生物資源及び海洋生態系への悪影響の最低限にするニーズを考慮している程度

ERSWGの役割は、SBTに関連する種についての情報とアドバイスを提供することである。ERSWGの作業については、4.4.2(iv)及び4.5.2(ii)を参照。SBT漁業による海洋生物資源及び海洋生態系への広範な影響については、CCSBT及びその下部組織において検討されてきていない。

RFMOが、公害、廃棄物、投棄物、損失もしくは放棄された漁具による漁獲、魚種及び魚種以外の非対象種の捕獲、特に絶滅の危機に瀕する種など関連種又は依存種への影響を最低限にするために採用している措置、また環境に優しく、コスト効率の高い漁具やテクニックを実行可能な限り選択・採用している程度

ERSWGは、SBTに関連する種の問題についての情報とアドバイスを提供する。ERSWGの作業については、4.4.2(iv)及び4.5.2(ii)を参照。

CCSBTは、公害、廃棄物、投棄物、損失、放棄された漁具による漁獲を最低限にする措置は採用していない。しかし、メンバーは他の国際協定に遵守することを約束しているか又は自国の船団に適用する国内法を施行しているかもしれない。

4.5.3 パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告 - 保存管理措置の採択

コメント：

CCSBTは、TAC、国別割当量、貿易情報スキーム及び許可船リストといった、SBTに関する重要な保存管理措置を導入してきた。

PRWGは、拡大科学委員会の独立議長ジョン・アナラ博士から、以下のコメントを受けている。

ESCは“CCSBTの決定が年次の科学的アドバイスと一貫しているか”について直接コメントしないが、私の見解では、2006年及び2007年にCCSBTが決定した事項は、その2年間のESCの勧告にほぼ沿ったものであると思う。

CCSBTは、TACを採択し、そのTACをメンバー及び協力的非加盟国に割り当てている。他のRFMOと比べ、これは注目に値する成果である。しかし、TACは、過去にメンバーに配分されてきた国別割当量のある程度ベースにして設定されている。TACの決定と国別割当量の決定を分けて検討できるはずである。長期的な割当量を確定した後、将来的には、設定トン数以外の他の原則に基づく国別割当量の決定方法を検討すべきである。

保存及び管理

管理決定の指針となる合意された管理原則(例 予防的及び生態系アプローチ、効率的な利用、最善の科学情報、生物多様性の維持、海洋環境への影響の削減)はない。同様に、SBT資源の再建戦略を設定する管理目標や基準もない。‘最適利用’については、(科学的助言に基づく)より明確な定義があれば役立つであろう。最後に、目標に対するパフォーマンスのモニタリングも行われていない。今後は、これらを設定し、CCSBT管理計画の一部とすることができる。日本、オーストラリア、ニュージーランド、大韓民国、(欧州共同体及び南アフリカ)は、すべてUNFSAの締約国である。

UNFSAは、RFMOが満たすべき最低基準を規定している。条約はUNFSA以前に採択されたものであるが、CCSBTが有効に成果をあげるためにはUNFSAの基準を満たすべきである。

条約締約国は、条約を見直し、UNFSA基準に見合うように更新すべきである。これは価値ある作業であるが、これらの最低基準を採択、導入したCCSBT戦略計画と管理計画を策定する方がより効果的かもしれない。

委員会への適切な機関的支持を確保する方法として、SBT管理計画の採択が考えられる。これにより、CCSBTがSBT漁業で達成したいこと、またその達成方法について、明確かつ共通の理解を得ることができる。管理計画には、以下の要素が含まれるであろう。

- 以下を含む、主要な漁業管理課題の目標値
 - 資源管理
 - 環境問題
 - 参加の権利
 - 遵守
- 目標を達成するために満たすべき基準
- 全般的な目標を達成するための一連の管理措置又は戦略
- 適切なモニタリング及び報告メカニズムの実施
- 計画の内容を評価、レビューするためのフィードバック経路

勧告:

CCSBTは、拡大科学委員会の科学的助言と一致した保存管理措置の策定を継続すべきである。

CCSBTは、同漁業のための最低基準を実施するための戦略計画及び管理計画を策定すべきである。

4.6 能力管理

4.6.1 背景

CCSBTは、SBTの漁業能力を制限するよりも、グローバルTAC及びその割当量に合意することに集中してきた。メンバーは、それぞれの割当量につき、相応しい漁業能力及び努力を決定する。

4.6.2 現状

RFMOが、関連する漁業の長期的な持続性と最適利用に相応の漁獲能力レベルを確認している程度

CCSBTは、基本的な管理ツールとして、TAC及び国別割当量を使用してきた。そのため、漁業能力のコントロールについては検討する必要がなかった。しかし、メンバーはそれぞれの国別割当量の削減に対応するため、国内対応の一環として能力管理措置を実施してきている。この点は、国別報告書を通じてCCSBTに報告され、討議されてきている。

産卵場及び産卵場への回遊経路におけるインドネシアの漁業について、関心が傾けられてきた。特に、CCSBTは、インドネシアが他の旗国から漁船を輸入して所有権を同国の水産会社に移管するなどして、漁業能力を高めていることについて討議してきている。

インドネシアの漁業能力は、多くの問題をはらんでいる。インドネシアは、経済活動を向上させるための資本投資の一環として漁獲能力を高めんとしている。また、インドネシア漁業では、SBTは熱帯まぐろ類やかじき類を対象としたより大規模な漁業の混獲種であり、広範な漁業権益を損なうことなくSBT問題に取り組むことは難しいと、インドネシアは主張している。

ニュージーランドは、2004年10月にSBTを自国の漁獲割当管理制度に組み入れた。この変更により、同漁業における努力量は即時に合理化された。

RFMOが過剰の漁獲能力及び努力を防止又は排除するために採った行動の程度
上記を参照。

4.6.3 パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告 - 能力管理

コメント：

SBT漁業は、主として漁業行政が確立している国の商業船団により公海上で操業されているという性格上、最も効果的な管理方法はTAC及び国別割当量

保存及び管理

であると思われる。能力削減に関連する管理措置は、各国の法体制や構造調整措置を効果的に実施できる国内の取極に任せることが最適であるとする。

メンバーの一員として、インドネシアは、**SBT** 漁業部門を管理するという大きな責任を負うこととなった。商業船団や確立した漁業行政を有している他のメンバーは、インドネシアを開発途上の国として、また **SBT** が混獲種であるという性質を認識したうえで、インドネシアを支援する方法を探究すべきである。

インドネシアは、**CCSBT** が水域と時期を特定すれば、はえ縄漁業の禁漁期及び禁漁区を導入する用意があると表明している。インドネシアの **CCSBT** 加盟を受け、本件を真剣に追求すべきである。

勧告:

能力管理について勧告することはないが、委員会はインドネシアとともに、**SBT** 産卵場における禁漁期、禁漁区を検討すべきである。

4.7 管理措置の相互性

4.7.1 背景

みなみまぐろは、公海及び沿岸部に見られる高度回遊性魚種である。SBTが回遊する沿岸国及びSBT漁業国は、CCSBTのメンバー又は協力的非加盟国である。魚の漁獲地点に関わらず、メンバーにはTACが適用される。

4.7.2 現状

UNFSA第7条に従って措置が採用されている程度

SBTに採用されている保存管理措置は、TAC、メンバー割当量、TIS、許可船リスト、南緯30°以南でのトリラインの使用などで、それぞれ、各国間並びに公海水域及び各国の管轄水域の間で相互性のあるものとなっている。

CCSBTが採用していない追加的な保存管理措置で、メンバーが自国漁船に適用しているものとしては、VMS、ERS回避措置、証明制度、港内検査、公海取締計画などが挙げられる。

4.7.3 パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告 - 管理措置の相互性

コメント：

CCSBTは、統合的MCS制度を検討している。これは相互性を保つために公海水域及び各国管轄水域に適用しなくてはならない。委員会が設定する最低基準については、メンバー間の相互性が維持されることを要件にしなくてはならない。

勧告：

CCSBTの漁獲制限と国別割当については、公海水域及び各国の管轄水域の間で相互性がある。CCSBTは、今後も措置の相互性を確保していく必要がある。

4.8 漁獲割当及び機会

4.8.1 背景

TAC の設定とメンバー間の割当量は、CCSBT 年次会合で採択される重要な管理措置である。TAC 及び国別割当量を含むすべての決定は、コンセンサスによるものである。

条約は、CCSBT が TAC 及び国別割当量を決定すること、また TAC 割当の際に考慮すべきことを第 8(4)条で規定している。

- a) 関連する科学的な情報
- b) SBT 漁業の秩序ある持続的発展の必要性
- c) SBT が自国の排他的経済水域又は漁業水域を通過して回遊する締約国の利益
- d) 歴史的に当該漁獲に従事してきた締約国及び自国の SBT 漁業が開発途上にある締約国を含む、SBT の漁獲に従事する船舶の所属する締約国の利益
- e) SBT の保存、増殖及び科学的調査に対する各締約国の寄与
- f) 委員会が適当と認めるその他の事項

1997-2003 年の間、メンバーは TAC 及び国別割当量に合意できなかったが、2003 年以降は毎年 TAC を合意してきている。現在の割当量は 2009 年まで維持される。

新規メンバーが CCSBT に加盟するようになり、新規メンバーへの TAC 及び国別割当量も合意する必要性が生じた。

4.8.2 現状

RFMO が、UNFSA 第 11 条に従い、新規のメンバー又は参入者の参加要請も含め、漁獲可能量及び漁獲努力量について合意している程度

CCSBT が 1994 年に設立された時点では、すべての関係沿岸国(例 インドネシア、南アフリカ)及び他の漁業国(大韓民国及び漁業主体台湾)はメンバーに含まれていなかったが、しかし、1995 年の第 2 回委員会会合という早期段階から、大韓民国、インドネシア及び漁業主体台湾はオブザーバーとして参加してきた。

大韓民国は 2001 年に条約に加盟し、漁業主体台湾の ECCSBT におけるメンバーシップは 2002 年に有効となった。インドネシアは、2008 年 4 月に条約に加盟した。

1989 年から 2001 年の間、TAC は 11,750 トンで維持され、メンバーへの割当量も 1989 年レベルに維持された(オーストラリア 5,265 トン、日本 6,065 トン、ニュージーランド 420 トン)。2001 年には、非加盟国の漁獲量を考慮したグロ

保存及び管理

ーバル TAC の概念が受け入れられたが、グローバル TAC に関する合意は得られなかった。

下表のとおり、大韓民国と漁業主体台湾の割当量は、両者が条約に加盟した時点で、その他の非加盟国への割当量と合わせて、それまでの TAC に追加された。

	1994	1996	1997	2002	2003	2004	2006/7
日本	6065	6065	6065		6065	6065	3000
オーストラリア	5265	5265	5265		5265	5265	5265
ニュージーランド	420	420	420		420	420	420
大韓民国					1140	1140	1140
台湾				1140*	1140	1140	1140
インドネシア					800	800	750
フィリピン						50	45
南アフリカ						30	40
欧州共同体							10
その他					100		
総計(トン)	11,750	11,750	11,750		14,930	14,030	11,810

*台湾は、委員会に対し、SBT漁業の管理と保存についてCCSBTとともに協力すると宣言、これは別紙Fに記録されている。それに対し、事務局長は、議長に代わり、以下の宣言を委員会を代表して述べた。

“台湾は、拡大委員会におけるメンバーシップに効力を発する国内の法手続きが完了した時点で、SBTの年間漁獲量を即刻最高1,140トンとすると自主規制すると約束した。”

CCSBT 13 において、メンバーは、2007 年から 2009 年のグローバル漁獲制限を 11,810 トンにすることを合意した。

2006 年に設定された TAC は、例外的な状況が発生した場合にのみ、2009 年以前に見直される。2006 年に設定された国別割当量は、日本については 2011 年まで、他のメンバーについては 2009 年まで適用される。協力的非加盟国に対する割当量は 2008 年の分のみ設定されている。

CCSBT は、オーストラリア、ニュージーランド及び日本の国別割当量について CCSBT1 で合意された覚書に提示されている全段階を、2010 年漁期に同時に実施することに合意した。それにより、ニュージーランドの国別割当量は、1000 トン又はグローバル割当量の 6%、いずれか大きい方に引き上げられることになる。

CCSBT 14 において、CCSBT 13 で決定された 2006 年からの漁獲制限と国別割当量が確認された。

本年前半に、インドネシアが条約に加盟したが、CCSBT はメンバーとしてのインドネシアの割当量に正式に合意していない。条約加盟時点のグローバル TAC 内のインドネシアの割当量は 750 トンであった。

保存及び管理

フィリピン、南アフリカ及び欧州共同体は、それぞれ 45 トン、40 トン、10 トンの漁獲制限に合意し、正式な協力的非加盟国の地位が認められた。これらの割当量は、過去の漁獲実績とその後メンバーが行った国別割当量の削減に準じたものである。

現在の CCSBT のメンバー及び協力的非加盟国で、ほぼすべての SBT 漁業活動を網羅している。

割当の原則は条約に記されているため、既存メンバー及び新規メンバーの割当量を決定する際に UNFSA の割当基準を正式に考慮しなかった。しかし、条約の規定は、UNFSA の規定に矛盾するものではない。

4.8.3 パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告 - 漁獲割当及び機会

コメント：

前述のとおり、CCSBT の主たる役割は TAC 及び国別割当量の設定にあると条約に規定されている。この点において、CCSBT は 2006 年まで十分に機能していなかった。今後、CCSBT は、意思決定の責任説明を向上させ、TAC の決定と国別割当の決定を分離する方向に向かうべきである。メンバー間の長期的な割当量が確定された後は(CCSBT1 の MOU を含め)、CCSBT は設定トン数以外の原則で国別割当量を決定することを検討すべきである。

現在、CCSBT のメンバー及び協力的非加盟国で、既知の SBT 漁獲のほぼすべてがカバーされている。新規に加盟する国があった場合でも、現行の取極で、メンバー又は協力的非加盟国として関与させていくことが可能である。

勧告:

CCSBT の取極は、現在のところ満足のいくもので、変更の要はない。

CCSBT 1 の MOU を含め、メンバー間の長期的な割当量が確定された後は、CCSBT は設定トン数以外の原則で国別割当量を決定することを検討すべきである。

5 遵守及び執行

5.1 年譜

1997	遵守委員会の付託事項に合意
------	---------------

2000	行動計画を実施する決議 CCSBT は行動計画を定める決議を採択 貿易情報スキームの開始
------	--

2001	IUU 漁業に従事していると確認された 5 カ国を対象 に行動計画を実施することに合意 <ul style="list-style-type: none">• ベリーズ• ホンジュラス• 赤道ギニア• カンボジア• インドネシア
------	---

2002	行動計画においてフィリピンとセイシェルを特定
------	------------------------

2003	IUU 漁業の対処に成功したことをふまえ、行動計画の運用を停止することに合意 違法、無規制、無報告漁業及びみなみまぐろ漁業に従事することを許可された 24 メートル以上の漁船に関する CCSBT 記録の設置の決議 決議は、自国の船が IUU 漁業に従事していないこと、また許可船リストに掲載されていない船が漁獲した魚を輸入しないことをメンバー及び協力的非加盟国に義務づけた。
------	--

意志決定及び紛争解決

2004 2005年7月1日以降24メートル規定を取り除くため、許可船リストの決議を改訂

2006 第1回遵守委員会会合、優先すべき作業分野に合意

CCSBT 13 を休会し、**遵守委員会が作業を行った**。優先分野に関する決議の策定をし、下記の遵守措置についての決議案を採択、これらの措置をさらに洗練し実施するために作業することが合意された。

- 漁獲証明制度
- 漁船モニタリングシステム
- 大型漁船による転載の規制

年次の漁獲枠及び国別割当量制度に関する情報を提供する取極に合意。

2007 決議案とその他 **MCS** 措置について作業を行うため、**遵守委員会作業部会**会合を休会期間中に開催。

第2回遵守委員会会合の開催。CCでは**VMS**に関する決議を採択し(その後**CCSBT**で採択されず)、**CDS**を開発するためにさらに作業することが合意された。

5.2 旗国の義務

5.2.1 背景

CCSBTの旗国の主な義務は、条約第5条に規定されている。条約締約国は、とりわけ、条約の実施並びにCCSBTが採択したTAC、国別割当量及びその他追加的な措置の遵守を確保するため、必要なあらゆる行動をとることと規定されている。

第15(2)及び(3)も興味深く、国民に対する管理についての指針を提示しており、締約国に自国の船が便宜置籍船となることを回避する適切な措置をとるよう求めている。

違法、無規制、無報告漁業(IUU)及びみなみまぐろの漁獲を許可された24メートル以上の船についてのCCSBT船舶記録の設置についての決議(IUU及び許可船に関する決議)は、メンバー及び協力的非加盟国に自国に置籍する船舶がSBTを漁獲するためにIUU漁業に従事しないことを確保するよう義務づけている⁴⁹。IUU及び許可船決議の下、旗国は、さらに自国船の船主や操業者が許可を得ていない船と関係しないことも義務づけており、船主に対し有効な管理や制裁措置がとれるようにしている。

条約並びにIUU及び許可船決議の規定に加え、メンバー及び協力的非加盟国は、それぞれが加盟している国際機関の義務も負っている。

- 日本、オーストラリア、ニュージーランド、大韓民国、インドネシア、欧州共同体、南アフリカ及びフィリピンは、国連海洋法条約(UNCLOS)の締約国である。
- 日本、オーストラリア、ニュージーランド、大韓民国、欧州共同体及び南アフリカは、国連公海漁業協定(UNFSA)の締約国である。
- 日本、オーストラリア、ニュージーランド、大韓民国及び欧州共同体は、公海上の漁船による国際的な保存・管理措置の遵守を促進するための協定(FAO 遵守協定)に合意している。

5.2.2 現状

RFMOメンバーが、当該RFMOを設立した条約の下でRFMOが採択した措置に準じて、又は、とりわけ1982年海洋法条約や1993年FAO遵守協定など、他の国際機関の下で旗国としての義務を満たしている程度

⁴⁹IUU及び許可船リスト決議へのリンクは、<http://www.ccsbt.org/docs/management.html>にある。

意志決定及び紛争解決

CCSBTは、複数のメンバーにより大幅な過剰漁獲があったという情報を検討し、過去のCCSBT会合で以下のような発言をしている。

...CCのメンバーは、大規模な未報告漁獲のために、よりよい漁獲量の監視及びCCSBTの保存管理措置の遵守レベルを上げるために必要となる措置について、大幅な改善が要求されることを認識した。⁵⁰

...CCSBTによるSBT漁業の管理に関する現在の難局は、措置が合意された時に適切であると思われても、当該措置が不十分かつ効果的でないことを示しているとした。漁業のすべての要素をモニターするより良いシステムが必要である。⁵¹

過剰漁獲の情報は、2006年に遵守委員会を設置し、より改善された遵守措置に関する作業を開始するきっかけとなった。本項では、これらのコミットメントの進捗状況について記述する。

CCSBTにおける旗国の遵守をモニターする正式なプロセスは、事務局及びメンバーからCCへの報告を通じて行われる。

CC会合の前に、事務局は、メンバー及び協力的非加盟国の措置の遵守状況に関する報告書を作成する。報告書は、提供された情報の正確性ではなく、報告要件の遵守状況に焦点を当てている。

過去2回のCC会合で、報告書から提起された唯一の問題は、協力的非加盟国としての欧州共同体の非遵守である。

メンバー及び協力的非加盟国も報告書を作成し、CCSBT及びCCの会合に提出する。これらの報告書の雛形は別紙D(i)に示した。メンバー及び協力的非加盟国は、報告書について質問がある場合は聞く。

日本は2006年4月に国内のSBT管理制度を変更した。新しい管理制度には、(1)国別割当を漁船別に割当、(2)採捕されたSBTへのタグ装着義務づけ、(3)8港の水揚港を指定、(4)漁業監督公務員による全量検査、(5)違法に採捕されたSBTの取得、所持、販売及び購入の禁止が含まれている⁵²。

拡大委員会からの要請に応え、オーストラリアは、蓄養事業の実際の漁獲レベルを適切に監視し委員会に報告することを確保するため、2007年に頑強かつ信頼おける実験に着手することを約束した。⁵³

⁵⁰ CCSBT 13 報告書、パラグラフ 31

⁵¹ 第1回遵守委員会会合報告書、パラグラフ 24

⁵² 第1回遵守委員会会合報告書、別紙 4

⁵³ CCSBT 13 報告書、パラグラフ 71

5.2.3 パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告 - 旗国の義務

統合的 MCS 戦略を開発するにあたり、CCSBT は旗国の責任の増強及び事務局が運営管理する中央集権的 MCS 制度のバランスについて、決定しなくてはならない。CCSBT の措置を遵守する主たる実施責任は旗国にある。漁業における無報告の漁獲が発覚した後、国内制度が大幅に改善されたところもある。今後は、調和された CDS を中心とした長期的な MCS 取極を確立することが急務である。

勧告:

すべてのメンバー及び協力的非加盟国は引き続き、CCSBT が採択した保存管理措置の遵守を確保するよう、必要なすべての行動を取るべきである。

5.3 入港国措置

5.3.1 背景

条約は、入港国措置について特に規定していないが、CCSBT が SBT の保存、管理及び最適利用のための追加的な措置を採択すること(第 8(3)(b)条)、また採択した TAC、国別割当及びその他の追加的な措置を執行するために必要なすべての行動を締約国が取ることを規定している。

5.3.2 現状

RFMOが、UNFSA第 23 条及び責任ある漁業の行動規範第 8.3 条に基づき、入港刻としてのメンバーの責務の行使に関連する措置を採択している程度

IUU 及び許可船に関する決議では、メンバー及び協力的非加盟国が許可船リストに掲載されていない漁船による SBT 水揚げの禁止を義務づけている。

CCSBTは、上記以外の入港国措置は採択していない。CC1(2006年10月)、CCWG1(2007年4月)及びCC2(2007年10月)において、CCは、入港国措置の重要性について検討したが、CC2 でニュージーランドによる入港国措置を前進させるための提案についての合意は得られず、その後本件については進捗がない⁵⁴。

メンバーは、それぞれの港に到着する SBT 漁船に対して、独自の措置を適用することができる。

第 27 回FAO水産委員会会合では、入港国措置について、法的拘束力を持つ新しい文書について交渉を開始することが合意された⁵⁵。

5.3.3 パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告 - 入港国措置

入港国措置は、IUU 漁業に対抗する取組の重要な一環であり、港での検査は調和の取れた統一のアプローチが必要である。一連の統合的な監視、管理及び取締り(MCS)措置を検討する中で、入港国措置は捕殺から小売市場までの全過程の追跡及び報告の責任を実現させる、最後の重要なリンクである。

勧告:

⁵⁴ CC2 会合報告書、パラグラフ 69-75。リンクは、http://www.ccsbt.org/docs/meeting_r.html

⁵⁵ COFI 24 会合報告書、パラグラフ 68

意志決定及び紛争解決

入港国措置については、努力の重複を避けることを念頭において、2008年6月23日から27日までローマで開催された“FAO入港国措置に関する技術協議”会合は、入港国措置のモデルについて、いくつかの指針を示した。

5.4 監視、管理及び取締り(MCS)

5.4.1 背景

2006年の第1回CC会合において、CCSBTはSBTの大幅な過剰漁獲に関する情報を検討した。CCは、今後同じことが繰り返されないようにするためには、下記の4つの優先分野に焦点を置くべきであると合意した。

- 個別タグと組み合わせた漁獲証明制度(CDS)
- 転載
- 国際オブザーバー計画(IOP)
- 漁船監視システム(VMS)

5.4.2 現状

RFMOが、統合的MCS措置を採択している程度(例 VMS使用の義務づけ、漁獲証明及び貿易追跡制度、転載規制、乗船検査制度)

CCSBTには現在、以下のMCS措置がある。

- VMS - CCSBTは2006年にVMS決議を採択した。決議では、メンバー及び協力的非加盟国が、SBTを漁獲する漁船に対し、漁船監視システムを実施することを義務づけている⁵⁶。2007年のCC会合では新たなVMS決議案が合意されたが、その後のCCSBT14会合では採択されなかった。
- オブザーバー - 国際オブザーバー・カバー率に関する要件はないが、オブザーバー・カバー率10%を目標としたCCSBT科学オブザーバー計画の基準はある(自国オブザーバー及び/又は国際オブザーバー)。
- TIS - ECCSBTのメンバーは、完全なTIS書類を添付したSBTを輸入することが義務づけられている。メンバー及び協力的非加盟国は、同書類の添付なき貨物については入国を拒否しなくてはならない。
- 転載 - CCSBT13で決議案が採択された⁵⁷。
- 乗船検査制度 - そのような制度はない。日本、オーストラリア、ニュージーランド、大韓民国、欧州共同体及び南アフリカは、乗船検査制度を持つUNFSAの締約国である。

CCは、現在のMCS措置が不十分であることを認めたが(上記参照)、2006年のCC1で合意された優先分野について作業はあまり進展していない。

⁵⁶ CCSBT13会合報告書別紙10

⁵⁷ CCSBT13会合報告書別紙11

5.4.3 パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告 - 監視、管理及び取締り

漁獲証明制度(CDS)：

CCSBTは、CCSBT13において、CDSをCCSBT14で採択するという拘束力を持つ合意をした。CDSの主な原則については、CCSBT12ですでに合意している。CCSBT14では、CDSが採択されなかった。

CCSBT14でCDSに合意する代わりに、オーストラリア及び日本は、それぞれの国内漁業でCDS提案を試験し、2008年の遵守委員会(CC)に報告することを合意した。CCは、これらの報告をレビューし、弱点、実用性、効果及び要改善箇所を確認し、CCSBT15に報告する⁵⁸。ニュージーランドは、メンバーの検討資料として、統合されたCDS提案を作成することに同意した。

日本は、2006年4月にSBTの新しいタグ制度を導入した。他のメンバー及び協力的非加盟国も、SBTタグ計画の試験を個別に、又は共同で行うことに合意した。CDS試験の解析を行うことをCCSBT14が勧告していること^{58,59}(上記参照)を鑑み、CCがタグによる管理について包括的なレビューと監査を行い、要改善箇所を確認することは有用である。

欧州共同体は、2008年6月に違法漁獲に対抗することを目的として、電子追跡制度を義務化した。欧州に輸入されるすべての海産物について、その履歴とサプライチェーン全体をECの管理当局が調査追跡することを認めなくてはならない。これは、大西洋くろまぐろについては、実質上の電子CDSの導入を意味する。サプライヤーから顧客までのチェーン全体を通じて魚に関する情報の調査追跡を可能とすることが目的である。

ICCATは、大西洋くろまぐろについてCDSを導入した。このシステムとCCSBTのCDSの調和が図れるよう、ICCATのシステムは参照可能となっている。

転載：

CCSBT13(2006年)において、2008年7月1日から実施する転載措置が合意された。

CCSBT14では、一部のメンバーが期日に間に合わない懸念を表明し、CCSBT転載取極の実施時期について問題が提起された。結局、2008年7月1日の実施は実現せず、事務局は地域オブザーバー計画を開始していない。

漁船監視制度：

⁵⁸ CCSBT14 報告書、パラグラフ 75

⁵⁹ CCSBT14 報告書、パラグラフ 75

意志決定及び紛争解決

大半のCCSBTメンバーは、自国漁船にVMSをすでに使用していると報告しているが、現在まで、CCSBTの集中VMSを採択することは合意されていない。インド洋まぐろ類委員会(IOTC)⁶⁰及び中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)では中央システムが合意されている。CCSBTメンバーの大半は、WCPFC及びIOTCのメンバーである。

CCSBT14においてVMS措置が合意されなかったのは、機密協定の違反が最近あり、一部のメンバーがデータのセキュリティと機密性について懸念を表明したためである。CCSBTには、CCSBTの中央データベースのデータの公開に関するデータ機密性の方針(CCSBT10会合報告書、2003年、別紙13)があるが、このような懸念に対応するために方針を改訂しうる。

集中化されていないVMSの有効性は限定的なものである。CCAMLRは、すでに集中VMSを採択していることに留意すべきである。

オブザーバー：

CCSBTオブザーバー計画については、CCSBT10(2003年)に概念を固める作業が行われ、メンバー間で合意されているため⁶¹、さらに評価を行う必要はなく、また合意内容は、'CCSBT科学オブザーバー計画基準'に記されている。

2007年の神戸会合で、ROP基準へのコミットメントが得られており、CCSBTはCCAMLRやIOTCといった、すでにオブザーバー計画がある他のRFMOに合致したオブザーバー計画を実施すべきである。

IUUリスト(ネガティブ・リスト)：

CCSBT14において、メンバーは、IUU漁船リストに原則合意した。他のRFMOのIUU漁船リストと同様に、リストにはCCSBTの管理措置に重大な違反を犯したとメンバーが認める船名を記録する。CCSBTのIUU漁船リストに掲載された後は、当該船舶の漁獲水揚げは違法となり、CCSBT行動計画を通じて他の制裁措置を適用することもできる。CCSBTメンバーは、既存の許可船リスト(ポジティブリスト)を存置し、ネガティブ・リストへの漁船の追加と削除の適切なメカニズムを設けることを条件に、IUU漁船リストの作成に全般的な支持を表明した。

乗船検査：

日本、オーストラリア、ニュージーランド、大韓民国、欧州共同体及び南アフリカは、国連公海漁業協定(UNFSA)の締約国であり、同協定の下で、委員会の乗船検査手続きを採択する義務がある。

CCSBTのメンバーは、すべてWCPFCのメンバーであり、WCPFCの管轄水域の公海で操業している間は乗船検査体制に拘束されている。調和という観点

⁶⁰ IOTC 第10回セッション、06/03決議

⁶¹ CCSBT10会合報告書、パラグラフ34

から、CCSBTで同様のモデルを採用することも考えられるが⁶²、CCSBTは管轄水域を持たず全海洋をカバーしているため、乗船検査に必要なアレンジメントを設けるのは困難である。

その他：

MCS 措置は、一連の措置が包括的に統合されてこそ、IUU 問題に効果的に対応できる。CCSBTは、MCS 措置が互いにどのように作用するかを検討し、IUU を促すギャップや抜け穴を特定すべきである。

勧告：

CCSBTは、条約水域を有しておらず、また SBTは他のまぐろ類 RFMO の管轄水域に回遊するため、CCSBTは、他の RFMO との調和を最適化し、グローバルな有効性を求め、作業の重複を避けるよう、他のまぐろ類 RFMO と協力すべきである。

CCSBTは、遵守計画の一環として、MCS の開発を優先すべきである。

5.5 違反の追跡調査

5.5.1 背景

5.5.2 現状

RFMO、そのメンバー及び協力的非加盟国が、管理措置の違反を追跡調査している程度

管理措置に違反した自国の漁船及び国民の追跡調査を行うのは、旗国の責任である。

CCSBTは、メンバー及び協力的非加盟国による措置の違反に対して、罰則規定を設けていない。CCSBTのメンバー又は協力的非加盟国が、TAC 割当量を上回って漁獲した場合は、その後の国別割当量から過剰漁獲分を差し引く。

CCSBT14 会合において、このプロセスを正式なものとし、割当量以上を漁獲した場合の相殺方法についての合意ルールを確立することが検討されたが、本件に関する文書が ESC で検証されていないという理由もあり、最終的な合意には至っていない。本件は、ESC(2008年9月)及び拡大委員会(2008年10月)で考察されることになっている。

⁶² 2007年合同 RFMO 合同会合で提示された指針

意志決定及び紛争解決

TIS(統計証明制度)やCCSBT 漁船記録など、メンバーの官僚的作業を要する保存管理措置については、CCSBT ではメンバー及び協力的非加盟国の実施状況/違反状況にあまり注意を払ってきていない。

5.5.3 パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告 - 違反の追跡調査

勧告:

CCSBT は、最低でも過剰漁獲の扱いに関して、合意されたルールを確立すべきである(相殺の要件)。

理想的には、CCSBT は、すべての保存措置について、一連の罰則を設定すべきである。

5.6 非遵守を確認及び阻止するための協力的メカニズム

5.6.1 背景

CCSBTは、非遵守を監視、確認、抑止するために、CCを設立し、許可船リストを策定した。

5.6.2 現状

RFMOが、遵守状況をモニターし、非遵守を確認、阻止するために、十分な協力的メカニズムを設置している程度(例 遵守委員会、漁船リスト、非遵守に関する情報の共有)

CCSBTのCCは、毎年会合を開催し以下を実施する。

- 保存管理措置の遵守状況を監視、レビュー、評価する
- 遵守に関する情報を交換する
- 非遵守に対応するため、CCSBTに報告、勧告する

CCは、CCSBT13で約束された遵守措置の作業を進めるために、設立2年目に休会期間中の会合を開いた。作業の進捗状況については、セクション4.1.2、5.4.1及び5.4.2に記した。すべてのメンバー及び協力的非加盟国は、拡大委員会に国別報告書を提出することになっている。遵守委員会は、国別報告書を使って遵守状況を確認することになっているが、CCSBT14(2007年10月)及びCCSBT13(2006年10月)には協力的非加盟国からの報告書が提出されなかった。

CCSBTは、許可船リストを有しており、これはCCSBTのウェブサイト<http://www.ccsbt.org/docs/search.cfm>に掲載され、一般に公開されている。メンバー及び協力的非加盟国は、許可船リストが最新のものであるよう、事務局にそれぞれの許可船の情報を提供する。メンバー及び協力的非加盟国は、許可船リストに掲載されていない船の貿易書類は承認せず、またそれらのSBT輸入も受け入れない。

これらのメカニズムが有効利用されている程度

2006年の第1回CC会合以降、CCは統合的MCSの開発に集中しており、現在までにメンバー及び協力的非加盟国のCCSBT措置への遵守状況については定例的な評価を行ってきていない。

5.6.3 パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告 - 非遵守を確認及び阻止するための協力的メカニズム

勧告:

意志決定及び紛争解決

すべてのメンバー及び協力的非加盟国は、CCSBTに国別報告書を提出すべきである。

CCSBTは、CC及び拡大委員会がそれぞれ定例業務と開発作業を毎年行えるよう十分な時間を与えている。

5.7 市場関連措置

5.7.1 背景

CCSBTは、2000年にSBTのTISを実施したが、これは国際取引の追跡のみにおいて効果を発してきている。過去2年間、CCは、TISを拡大し、国内、国際取引にかかわらず、すべての魚の水揚げを網羅するCDS制度とすることを討議している。メンバーは、CC1及びCC2でCDSの詳細に合意できず、CDSの開発作業は現在も続けられている。

CCSBTのIUU及び許可船リスト決議は、メンバー及び協力的非加盟国が許可船リストに掲載されている船の統計書類のみを承認すること、また許可船リストに掲載されている船からの輸入だけを認めるよう規定している。

5.7.2 現状

RFMOが、市場国としてのメンバーの権利と義務の行使に関する措置を採択している程度

CCSBTは、メンバー及び協力的非加盟国が、許可船リストに掲載されていない船のSBT貨物、また承認されたTIS書類の添付なき貨物の入国を拒否することを義務づけている。

事務局は、漁獲と貿易をモニターするデータベースを維持し、漁獲、貿易書類を、メンバー及び協力的非加盟国から提出される電子的な輸出リストと照合している。

市場関連措置が効果的に実施されている程度

CCSBT事務局の見解では、TISは、メンバー間のSBT国際取引を追跡するためには効果的なシステムである。TISは、貿易の大部分を網羅し、信頼性を確保するためのフィードバック経路もある。書類の不備は、多くの場合、技術的な性質のものであり、システムの信頼性を損なうようなものではない。

5.7.3 パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告 - 市場関連措置

CCSBTメンバー国が漁獲したSBTで国内販売用に水揚げされたものについては、“貿易”ではなく、国内漁獲とみなされる。新しいSBT市場ができてきているため、すべての漁獲と貿易をモニターすることが重要になってきている。CDSの下では、TISでは把握不可能であった全世界のSBT漁獲の情報を提示できるよう、漁獲、水揚げされるすべてのSBTのデータを収集する。

意志決定及び紛争解決

勧告:

CCSBT は、緊急課題として CDS を実施すべきである。

CDS を実施するまでの期間、すべてのメンバー及び協力的非加盟国は、TIS を継続する必要がある。

CCSBT は、すべての市場と入港国をモニターし、CCSBT のモニタリング及び貿易措置の遵守を奨励すべきである。

6 意志決定及び紛争解決

6.1 年譜

1993	オーストラリア、日本及びニュージーランドがみなみまぐろの保存のための条約に調印—1994年に条約発効 紛争解決に関する条項は第16条
1994	TACが増加した場合の国別割当の調整方法に関する合意が成立
1997– 2002	グローバルTAC又は国別割当に関する合意なし
1999	オーストラリア、ニュージーランド及び日本の中で、 みなみまぐろ裁判 が開始される 科学的プロセスを補佐するための科学者の独立諮問パネルを設立するアレンジメントに合意
2003	CCSBT10(2003年10月)でTACに合意
2005	電子的通信手段により休会期間中に決定が下せるよう手続規則を修正 管理手続きを採択する合意成立 正式に設定されたTACが存在しないことから、委員会は各メンバーの2006年の国別割当が2005年の水準を超えないことに合意

6.2 意志決定

6.2.1 背景

条約第7条は、CCSBTの決定はCCSBTの会合に出席するメンバーの全会一致の投票によって行うとしている。

手続規則は、CCSBTの会合において三分の二の定足数が必要であり、補助機関には意志決定の権限がないとしている。

6.2.2 現状

RFMOが、タイムリーかつ効果的に保存管理措置を採択する観点から、意志決定の手続きにどの程度の透明性と一貫性があるか

現在は、決定を下すためのコンセンサスがあるか否かを議長が確認するかたちをとっているが、手続規則はメンバーが要請した場合は挙手又は点呼による投票ができるとしている。

すべての重要な決定は、通常CCSBTの会合において行われる。しかし、電子媒体を通じて休会期間中の意志決定が行われることもあり、この方法は日常的な業務などの重要度の低い案件に用いられる。

CCSBTの手続規則は、その年次会合と補助機関の記録を公開することを規定している。非公開は例外である。

6.2.3 パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告－意志決定

コメント：

コンセンサスによる意志決定は、CCSBTのすべての決定のベースになっている。これは条約を改正しない限り変更できない。

しかしながら、コンセンサスによる意志決定はいくつかのケースにおいて、委員会にとって最適とはいえない結果につながっており、メンバーは特にSBTの資源状態に関連するものを含めた決定がよりタイムリーかつ効果的になされるようにするために、意志決定のプロセスをどうすべきかについて検討してもよいと思われる。

勧告：

コンセンサスによる意志決定は、場合によっては決定に遅延が生じることを意味するが、委員会は(委員会の全会一致の決定により)日常的な業務の案件を議長又は事務局長に委譲することを検討することもできる。

6.3 紛争解決

6.3.1 背景

CCSBTのメンバー間の紛争は、1997年-2002年の⁶³SBTのTAC又はそのTACの国別割当の採択を妨げた。

1998年、オーストラリア及びニュージーランドは、日本が開始した国別割当を超えたSBTの漁獲をともなう調査漁業計画(EFP)に反対した。条約16条(1)に基づく当事者間で合意に達することができなかつたことを受けて、オーストラリア及びニュージーランドは、UNCLOS(Part XV)の条項に基づく強制的な紛争解決を通じて紛争の解決を求めた。

1999年、オーストラリア及びニュージーランドは、日本に対し、UNCLOS(Annex VII)⁶⁴の下で仲裁の手続を開始した。UNCLOS付属書VIIに基づく仲裁裁判所の設置を待つ間、オーストラリア及びニュージーランドは、各々海洋法国際仲裁裁判所(ITLOS)に暫定措置を要請する手続きをとった。ITLOSは1999年8月に暫定措置を提示した。

2000年、仲裁裁判所は、CCSBT条約が紛争解決の手続としてUNCLOSの拘束力を持つ強制的紛争解決の手続を除外していることから、同訴訟に関する管轄権がないことを確認した。

6.3.2 現状

RFMOが紛争解決のためにどの程度適切なメカニズムを設定しているか

条約は第16条において、紛争解決の枠組みを以下のとおり規定している。

1. この条約の解釈又は実施に関して二以上の締約国間に紛争が生じたときは、これらの締約国は、交渉、審査、仲介、調停、仲裁、司法的解決又はこれらの締約国が選択するその他の平和的手段により紛争を解決するため、これらの締約国間で協議する。
2. 1に規定する紛争で1の規定によって解決されなかつたものは、それぞれの場合にすべての紛争当事国の同意を得て、解決のため国際司法裁判所又は仲裁に付託する。もつとも、紛争当事国は、国際司法裁判所又は仲裁に付託することについて合意に達することができなかつた場合においても、1に規定する各種の平和的手段のいずれかにより紛争を解決するため引き続き努力する責任を免れない。
3. 紛争が仲裁に付託される場合には、仲裁裁判所は、この条約の付属書に定めるところにより構成する。付属書は、この条約の不可分の一部を成す。

⁶³ SBTのTACはCCSBT10(2003)においてメンバー間で合意された。

⁶⁴ *みなみまぐろ裁判(オーストラリア及びニュージーランド対日本)(管轄権及び許容性)* (2000) 39 ILM 1359 を参照。暫定措置は *みなみまぐろ裁判(ニュージーランド対日本；オーストラリア対日本)(暫定措置)* 1999 38 ILM 1624 を参照。

意志決定及び紛争解決

条約の紛争解決条項が使用された主な状況として SBT の訴訟がある。

UNFSA(第 30 条(2))は、UNFSA の締約国でかつ同じ RFMO の締約国である当事者間のどのような紛争も、高度回遊性魚種に関する保存管理を含め、UNCLOS 第 XV 部の紛争解決条項を適用している。

6.3.3 パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告－紛争解決

コメント：

CCSBTの紛争解決に関する条項は、紛争当事者が拘束力を持つ紛争解決方法に合意することを規定している。このことは話し合いを継続する以外に解決をみる手段がない中で、メンバーが膠着状態に陥る可能性を持つ。‘推奨されるRFMOのベスト・プラクティス’⁶⁵の報告書は、このような状況はRFMOにとって適切ではないことを認識している。しかし、CCSBTの紛争解決に関するアレンジメントを変更するためには条約の修正を要する。

⁶⁵ Recommended Best Practices for Regional Fisheries management Organisations Chatham House 125-126 [ページ](#)

7 国際協力

7.1 年譜

1993	オーストラリア、ニュージーランド及び日本がみなみまぐろの保存のための条約に調印－1994年に条約発効
1996	CCSBT への関与を奨励するために、韓国、インドネシア及び台湾と折衝する合意が成立
1997	漁業の停止を要請する対応に関する合意が成立 SBT を漁獲している非加盟国に関する方針が合意される
1999	CCSBT への加盟を奨励する行動計画を採択 本行動計画は韓国、台湾及びインドネシアを対象 韓国及び台湾に CCSBT 加盟の約束を求める書簡の発出に合意 FOC 漁船による SBT の漁獲を阻止する措置をメンバーが採択する決議を採択 遠洋漁業の船団に対する船団規模縮小の呼びかけを行う決議を採択 貿易証明制度設立のプロセスを開始
2000	行動計画実施決議
2001	みなみまぐろ保存拡大委員会及び拡大科学委員会の設立を決議し、漁業主体台湾の全面的参加を実現する 報告書の原則全面公開、非公開を例外とするよう、手続規則を修正 韓国がメンバーとして正式加盟
2002	漁業主体台湾が拡大委員会及び拡大科学委員会のメンバーとなる
2003	協力的非加盟国のステータスを設立する決議が成立 守秘義務に関する規則に修正を加える
2004	

国際協力

	フィリピンが協力的非加盟国となる
2006	南アフリカが協力的非加盟国となる 欧州共同体が協力的非加盟国となる
2008	インドネシアが条約に加盟

7.2 透明性

7.2.1 背景

条約は、CCSBT が非加盟国、政府間機関又は非政府組織をオブザーバーとして CCSBT 及び SC の会合に招待することを認めている。

CCSBT の手続規則は、オブザーバーが CCSBT の会合 (規則 3) に参加するプロセスの詳細を規定しており、CCSBT の会合の報告書の公開についても規定している (規則 10)⁶⁶。CCSBT の手続規則は、公開されており、2001 年以降は CCSBT のウェブサイトに掲載されている。

7.2.2 現状

UNFSA 第 12 条及び責任ある漁業のための行動規範第 7.1.9 条に照らし合わせて、RFMO がどの程度透明性のあるかたちで運営されているか

SBT 漁業に関心を有する国、政府間機関又は非政府組織からオブザーバーを招待してもよい。非政府組織は、多少異なる扱いになっており、参加するために申請を行う必要がある。

規則 3 が適用され、この漁業に関心を有する国からオブザーバーが継続的に参加するようになり、現在それらの国々はすべてメンバー又は協力的非加盟国になっている。当初 5 年間は、他の RFMO のオブザーバーが参加していたが、近年は出席を辞退している。

ERSWG については、第 2 回会合 (1997 年 6 月) で政府間機関からのオブザーバーの参加があった。また、第 6 回会合 (2006 年 2 月) 以降、時として複数の非政府組織からのオブザーバーの参加がある。

2000 年以前は、CCSBT の会合に非政府組織からのオブザーバーの参加はなかった。2000 年以降に非政府組織からの参加の問い合わせが事務局に寄せられるようになった。これらの問い合わせについては、規則 3 で規定されている会合の 100 日以前の要件を満たしていなかったために前に進まなかった。事務局は手続規則に準じつつ、規定期間外の非政府組織からの要請を最大限に受け入れる努力をし、CCSBT のメンバーに対して非政府組織のメンバーを国の代表団に入れることを非公式に要請した。

CCSBT は、非政府組織による CCSBT の会合への参加要請を却下したことは一度もない。

RFMO の決定事項、会合報告書、決定のベースとなった科学アドバイス及びその他の関連情報がどの程度タイムリーに公開されているか

⁶⁶ CCSBT の手続規則へのリンクは次のアドレスを参照：<http://www.ccsbt.org/docs/about.html>

国際協力

報告書の公開に関する規則は、CCSBT 手続規則の規則 10 に示されている。

運営上、CCSBT は、補助機関の分を含むすべての報告書を毎年の年次会合後に公開している。規則 10 は、メンバーに対し、未公開の報告書又はその一部を守秘扱い及び非公開を求める規定となっている。2000 年までの科学委員会の報告書は、この取極が適用されるので公表されていない。

2000 年以降、少数の例外的な非公開部分を除いて、すべての報告書が公開されている。

CCSBT は、毎年、SBT の生物情報、資源状態及び管理に関する報告書を他のまぐろ類の RFMO 及び FIRMS に提供している。また、CCSBT のウェブサイトは、委員会の最新の決定及び関連するデータを毎年更新している。

2007 年、CCSBT は、2006 年に作成された日本の市場レビュー及びオーストラリアの蓄養レビューに関する報告書を非公開とすることを確認した。

7.2.3 パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告－透明性

コメント：

現行のアレンジメントは、公平で透明性がある。しかし、CCSBT の手続規則を含むアレンジメントは、非政府組織といったオブザーバーには不評かもしれない。

勧告：

CCSBT 及びそのメンバーは、オブザーバーに対する規則を周知し、さらにオープンなものにするべきである。一つの可能なオプションとして、CCSBT ウェブサイトにオブザーバーの受け入れに関する現在のアレンジメントを掲載することが挙げられる。

7.3 協力的非加盟国との関係

7.3.1 背景

条約は、SBT 漁業に関心を有している国(積極的に SBT を漁業の対象としている又はその国の EEZ に SBT が回遊すると定義される)が、条約の寄託国であるオーストラリア政府に加盟の法律文書を寄託することで、新しいメンバーとして条約に加盟できるとしている。

CCSBT は、協力的非加盟国のステータスを設立することを決議しており、これは CCBST からの招待を通じて実現する。

条約の原締約国三カ国(オーストラリア、日本及びニュージーランド)は、早い段階に、関連沿岸国(即ちインドネシア及び南アフリカ)及びその他漁業国(即ち韓国及び台湾)が CCSBT に関与することが重要であることを認識した。

これらの国々は、初期の会合からオブザーバーとして参加しており、新メンバーに TAC を配分する原則⁶⁷も策定された。韓国、台湾、インドネシア及び南アフリカを対象にした二国間の協議及び交渉が持たれた。

2000 年、CCSBT の行動計画が採択され、CCSBT の制度外の国々に対して加盟する圧力を加えるために TIS が導入された。

行動計画は、SBT を漁獲している非加盟国に対して CCSBT と協力することを要請し、CCSBT が毎年の年次会合で SBT を漁獲している非加盟国を特定し、CCSBT と全面的に協力することを要請することを規定している。さらに、行動計画で特定された非加盟国に対して貿易制限を課することを規定している。行動計画の下、カンボジア、ホンジュラス、赤道ギニア、ベリーズ(2回)及びインドネシアに対して四つの決議が採択された。

TIS の概要は、セクション 4.5.2. に示されている。

7.3.2 現状

RFMO が、協力的ステータスを与える手続きの採択及び実施を含めて、メンバー及び非加盟国との協力をどの程度促進しているか

ECCSBT のメンバーは、日本、オーストラリア、ニュージーランド、台湾、韓国及びインドネシアの六カ国、協力的非加盟国は、欧州共同体、南アフリカ及びフィリピンの三カ国である。

メンバーは、メンバーとしてのすべての権利及び義務を享受する。メンバーは、投票権を有し、保存管理措置に拘束され、分担金を支払う。協力的非加

⁶⁷ CCSBT 2 報告書の付属書 6 は、過去の漁獲実績を用いた、合意された計算結果と条約の配分に関する原則に言及している。

国際協力

盟国は CCSBT の業務に参加することが可能となっており、保存管理措置に拘束されるが、分担金は支払わず、投票権を有さない。協力的非加盟国のステータスは非加盟国から CCSBT の正式なメンバーになる間の一時的なものとなっており、保存管理措置の遵守状況に基づき毎年レビューされる。

SBT の主な沿岸国と漁業国は、すべて CCSBT のメンバー又は協力的非加盟国であり、過去 2 回の会合において行動計画は発動されていない。

7.3.3 パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告－協力的非加盟国との関係

コメント：

協力的非加盟国を受け入れる現在の制度は適切である。協力的非加盟国は、CCSBT の活動に全面的に関与するようになっており、メンバーに適用される規則に準じた漁獲量の配分を受けている。

CCSBT のアレンジメントでは、途上国が RFMO に参加する際に往々にして障害となる財政的貢献を協力的非加盟国に課していない。

勧告：

変更すべき点はない。

7.4 非協力的非加盟国との関係

7.4.1 背景

この質問に回答するにあたり、インドネシアを除外する。同国は、正式な協力的非加盟国ではなかったが、CCSBTに協力し、その活動に参加してきた。インドネシアは、2008年4月に条約に加盟した。

7.4.2 現状

RFMOに協力していない非加盟国の船舶による漁業活動はどの程度か、またそのような活動を抑止する措置はどのようなものがあるか

1989年以来、現在のCCSBTのメンバー及び協力的非加盟国以外のいくつかの国による漁獲量が報告されている。漁獲量はピークに達し、1990年代後半に約400トン(TACの3%)であった。

増大しつつあるように思われた便宜置籍船(FOC)による操業に対応して、CCSBTは、TISを導入し、特定されたFOC諸国(パラグラフ7.3.1の議論を参照)に対して行動計画を実施した。また、CCSBTは、SBTの漁獲が許可されている船のリストを導入し、CCSBTのリストに登録されていない船によるSBTの水揚げは認めないことに合意した。CCSBTのリストには、メンバー及び協力的非加盟国の船舶のみが登録できる。

これらの活動は、CCSBTの保存管理措置の枠外にある諸国による操業を抑止するのに有効であった。2005年及び2006年には、これらの国による漁獲はなかったことが報告されている。

7.4.3 パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告— 非協力的非加盟国との関係

コメント：

CCSBTは、非協力的非加盟国の問題に効果的に対処してきており、変更する必要はない。

勧告：

変更すべき点はない。

7.5 他の RFMO との協力

7.5.1 背景

条約は、CCSBTが条約の目標を達成するために、また作業の重複を避けるためにも⁶⁸、同じような目標を有する他のRFMO及び政府間機関(IGO)と協力して最良の情報を得ることを義務づけている。条約は、この目的のために政府間機関と取極を結ぶことができるとしている。

7.5.2 現状

RFMOが、地域漁業機関事務局のネットワークを含め、他のRFMOと協力をしている程度

大西洋のまぐろ類の保存のための国際委員会(ICCAT)及びインド洋まぐろ類委員会(IOTC)の両方が、CCSBTがSBTを管理する権限を有していることを正式に認めている。2007年まで、CCSBTとIOTCは、インドネシアのSBT漁獲量推定作業について積極的に協力していた。

中西部太平洋漁業委員会(WCPFC)は、CCSBTと覚書を交わしており、その中でCCSBTがSBTを管理する適切な機関であることが認識され、毎年の情報交換の要件も定められている。

CCSBTは、南極の海洋生物資源の保存に関する条約(CCAMLR)との間で、CCAMLRの条約水域内におけるSBTを対象にした操業に関する取極に合意することができていない。

その他のRFMOとの協力は、運営上の必要性に基づいて主にデータを共有するかたちで行われている。一般的に、RFMOは、日常的に連絡を取り合うことはないが、事務局長同士は非公式なネットワークを持っている。

まぐろ類RFMOは、グローバルな登録船のリストを構築し維持することに合意した。このグローバル・リストの作成は、各船に固有の識別子を設定することに焦点を当てたかたちで継続されている。CCSBTは、このプロセスに積極的に関与している。

CCSBTは、2007年1月に日本の神戸で発足したまぐろ類RFMOの一連の会合に積極的に参加している。

7.5.3 パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告—他のRFMOとの協力

コメント：

⁶⁸ 条約第12条。

国際協力

CCSBT が他の RFMO とより緊密に作業をし、措置を調和させていく機会が多く存在し、このことが CCSBT の優先事項となるべきである。すべてのまぐろ類 RFMO に影響を与える共通の問題として、ERS の緩和、漁業が環境に与える影響及びデータ収集がある。4.3.3.のコメントも参照のこと。

勧告:

CCSBT が他の RFMO、特にまぐろ類 RFMO とより緊密に作業を行い、措置を調和させていく機会が多く存在し、このことは CCSBT の優先事項となるべきである。

7.6 途上国に関する特別な要件

7.6.1 背景

インドネシア、フィリピン及び南アフリカの三カ国は、CCSBTに参加しており、途上国と定義づけられる。

7.6.2 現状

RFMOが、UNFSA 第 24 条と 25 条及び責任ある漁業のための行動規範の第 5 条に照らし合わせて、どの程度途上国の特別なニーズを認識し、漁業の分配又はその機会を含め、協力の形態を追求しているか

条約は、途上国と先進国のニーズを区別していないが、実際にはこれらのニーズを CCSBT は認識している。メンバーとなるまで、インドネシアは、CCSBT の会合に参加するための財政援助を CCSBT の一般会計から受けていた。

協力的非加盟国のステータスを設けるという決定は、途上国が正式なメンバーになることが財政的に困難であるとの認識によるところが大きい。これは、財政的貢献の義務を負うことなく参加することを可能にした。

RFMOの各メンバーが、UNFSA第 26 条に反映されている途上国に対する適切な援助を個別に又はRFMOを通じてどの程度提供しているか

CCSBT の先進国は、SBT に関与する途上国に援助を提供してきている。オーストラリア及び日本は、インドネシアの SBT 漁獲量の推定制度を維持するために財政的なものも含め、援助を提供してきた。

また、CCSBT のメンバーによる二国間のプログラムも、漁業管理の能力を育成することに貢献している。

7.6.3 パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告－途上国に関する特別な要件

勧告:

変更の必要なし。

8 財政及び運営に関する事項

8.1 年譜

1995	財政規則を採択 事務局職員に関する規則を採択
1996	本部協定の採択及び恒久的事務局の設置
1997	財政運営委員会の付託事項を採択 財務管理の採択 認識可能なシンボルとして CCSBT のロゴを採択
2000	CCSBT 事務局にデータベース・マネジャーを配員し、そのための予算を確保する合意が成立

8.2 RFMO の活動に利用可能な資源

8.2.1 背景

CCSBT の年間運営予算は、約 130-170 万豪ドルである。

条約は、CCSBT が毎年の予算を決定することを義務づけており、予算のための分担金は次の方式で計算される⁶⁹：

- a) 予算の 30%は、すべてのメンバーの間で均等に分けられる
- b) 予算の 70%は、すべてのメンバーのそれぞれの名目上の SBT 漁獲量に応じて分けられる

CCSBTは、毎年の予算におけるメンバー分担金の増加は、前年度の分担金の 10%以内にとどめるのが望ましいと合意している。⁷⁰

8.2.2 現状

RFMOの目的を達成し、RFMOの決定を実施していくために、どの程度の財政的資源及びその他の資源が与えられているか

CCSBT の 2008 年度一般予算は、165 万豪ドルであった(付録 G)。メンバー分担金は、2007 年度と比べて 4.9%の増加であった。

CCSBT の SRP の一部である SBT 標識放流計画(付録 H)の資金として、2002 年から 2006 年まで約 60 万豪ドルの特別予算が計上されていた。

追加的な資源があれば、科学調査計画のほかの項目にも予算を充てることができ、CCSBT の事務局は漁業管理の分野でより多くの業務サポートを提供することができる。例えば、漁獲証明制度や VMS モニタリング制度などが CCSBT によって採択された場合のサポート。

8.2.3 パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告—RFMO の活動に利用可能な資源

コメント：

今日まで、CCSBT には、その活動のための予算が適切に確保されてきた。研究資金を直接提供したり、漁業の日常管理における事務局の役割を拡大してパフォーマンスを改善するという決定は、追加的な資金と役割の調整を必要とする。

勧告：

⁶⁹ 条約第 11 条

⁷⁰ CCSBT10 報告書、パラグラフ 10

財政及び運営に関する事項

事務局は、効率よくかつ費用効果の高い運営を維持するべきである。

CCSBTは、現存するギャップを埋めるために事務局内に政策及び管理に関するアドバイスを提供するポストを設立することを検討すべきであり、これに関する費用効果も検討するべきである。例えば、CCSBTは、現在のようにメンバーからの場当たりの文書の提出に依存するよりも、CCSBTが検討するべき管理上又は政策上の優先事項のオプションを事務局に準備させることができる。この新しい能力及びCCSBTの戦略計画(及び管理計画)に基づいた方向性と共通のビジョンを組み合わせることで、CCSBTの機能とパフォーマンスを大いに改善することができる。

8.3 効率及び費用効果

8.3.1 背景

CCSBTは、財務規約と職員に関する規約を採択し、これらはCCSBTが財務及び運営を管理していく際の枠組みを提供している。財務規約の下、財務規則が採択され、会計年度中の予算を統制している。

また、CCSBTは、CCSBTに対して支出のトレンド、予算案、メンバーの分担金を含む財務関係のアドバイスを提供する財政運営委員会(FAC)を設立している。

8.3.2 現状

RFMOが、事務局を含む人的、財政的資源をどの程度効率よくかつ効果的に管理しているか

CCSBTの事務局には、4名の常勤職員がいる—事務局長、事務局次長、データ・マネージャー、オフィス・アドミニストレーター。すべてのまぐろ類RFMOの中で、最も小さい事務局である。

比較のため、他のまぐろ類RFMOに関する情報を以下の表に示す。金額はすべて豪ドルで示してある。

人的・財政的資源	CCSBT	IATTC	ICCAT	IOTC	WCPFC
常勤職員数	4		26		8
常勤職員の人件費(給与)	\$692,000	-	\$2,750,000	-	\$1,490,000
事務経費	\$166,000	-	\$340,000	-	\$435,000
許可船リスト経費	\$10,000	-	na	-	\$22,000
許可船リスト担当職員数	0.1			-	1.5
公用言語数	2	2	3	3	1
翻訳担当職員数	0.4	-	6	-	0
管理対象魚種数	1	-	9	-	4種のまぐろ類+ まかじき類 +めかじき
管理対象資源の漁獲量	15,690 t	-	202,000t	-	2.2 m ton
漁獲量の金額	\$10 億	-	推定額なし	-	\$43 億

CCSBTの事務局の効率と効果について、他のRFMOと比較することは困難である。IATTCは比較できる対象の組織ではなく、他のRFMOはメンバーの数が多し。また、IOTCとWCPFCは孤立した途上国諸国の水域で運営されていることが、職員の水準やプロフィールに影響を与えている。それでも上述の表からは、CCSBTの事務局は、5つのRFMOの中で効率がよく、効果的であるといえる。

財政及び運営に関する事項

事務局が提供するサポートの役割に関しては、メンバーへのサービスに影響を与えることなく現在の職員の規模を縮小することはできない。

8.3.3 パフォーマンス・レビュー作業部会のコメント及び勧告－効率及び費用効果

コメント：

事務局は、効率よくかつ効果的に運営されている。これを継続するべきである。